

平成 31 年度税制改正に関する要望

平成 30 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、長期にわたる持続的かつ安定的な政権運営の下、政府・日本銀行の大胆な金融政策、機動的な財政政策、経済成長のための施策の推進により、企業収益が過去最高の水準に達する中、雇用・所得環境も大きく改善しており、今後も回復が続くことが期待されております。

政府の「未来投資戦略 2018」においては、活力ある金融資本市場の実現を通じて円滑な資金供給を促進するという方針が掲げられ、家計の安定的な資産形成の促進、金融資本市場の利便性向上と活性化等、証券業界・資産運用業界に関連する施策が含まれており、こうした施策が着実に実行に移されることで我が国経済が持続的な成長を遂げていくこととされております。

我々証券業界及び投資信託業界としても、この「未来投資戦略 2018」に盛り込まれた施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献するとともに、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に資するよう、全力で取り組んで参ります。

つきましては、平成 31 年度税制改正に関し、家計の自助努力による資産形成を支援するため、つみたて NISA の投資可能期間（制度期限）を延長すること、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税評価を見直すことなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. つみたて NISA の制度期限の延長、NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① つみたて NISA について、平成 49 年までとされている投資可能期間（制度期限）を延長することにより、来年以降に投資を開始しても投資可能期間が少なくとも 20 年となるようにすること
- ② NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）制度を恒久化すること
- ③ NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA 法）を制定すること
- ④ 取得後 20 年又は 5 年とされている NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

2. NISA の利便性向上等

- ① 成年年齢引下げに伴い、つみたて NISA・一般 NISA の対象年齢を 18 歳以上とすること
- ② ジュニア NISA の払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ③ 一般 NISA・ジュニア NISA のロールオーバーに係る移管依頼書の電磁的提出について、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われる場合に限り認められているが、本人確認の措置を講じることによりその範囲を拡大すること
- ④ つみたて NISA・一般 NISA について「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること
- ⑤ NISA（つみたて NISA・一般 NISA）制度利用者が出国する場合に、NISA 口座において現に保有している上場株式等について継続的に配当等の非課税の取扱いを可能とする措置を講じること
- ⑥ NISA（つみたて NISA・一般 NISA・ジュニア NISA）口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の引上げ
 - マッチング拠出の弾力化
 - 中途引出要件の緩和

- 加入者資格喪失年齢の引上げ
- 老齢給付金の支給要件の緩和等

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ①上場株式（ETF 及び REIT 等を含む。）及び公募株式投資信託（以下1.において「上場株式等」という。）の相続税評価額を見直すこと
- ②急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ③世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
 - 被相続人がつみたてNISA・一般NISAで保有していた上場株式等については、相続税を非課税とすること
- ④相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 教育資金一括贈与制度の延長及び拡充

- 教育資金一括贈与制度の適用期限を延長するとともに、上場株式等により運用を行った場合の損失について贈与税を課さないこととし、金融商品取引業者等における領収書等の管理を廃止するなど手続の簡素化を図ること

3. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ①デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ②金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- ③未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図ること

4. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ①投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、控除外国税額の計算方法や適用要件等を見直すこと

- ②SPC等を通じて海外不動産に投資する投資法人について、当該SPC等を外国子会社合算税制における合算対象から除外すること

- ③投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

IV SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

V 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- 上場会社の役員等が付与された事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受入れを可能とすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ①外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用対象を外国ファンドまで拡大する特例措置の適用期限（平成31年3月末まで）を延長するとともに、対象債券の拡大を図ること
 - ②B E P S プロジェクト（注）の勧告等を踏まえた過大支払利子税制の見直しを検討する場合には、企業の実態や金融資本市場に及ぼす影響を考慮した慎重な検討を行うこと
- （注）B E P S（Base Erosion and Profit Shifting）：税源浸食と利益移転

VI その他の税制措置

- ①納税者が金融商品取引業者等にマイナンバーを告知しており、当該金融商品取引業者等から所轄税務署長に対して当該納税者のマイナンバーが記載された法定調書が提出されている場合には、初年度に限り当該納税者に係る一定額の所得税額の特別控除を認めること
- ②証券分野におけるマイナンバーの利活用の促進など必要な法制上の措置が講じられる場合には、あわせて税制上の所要の措置を講じること
- ③内国法人が行う税法上の告知や告知書の提出に際して、例えば、取引先持株会の事務局は、内国法人である会員から法人番号通知書の写し等の提示を受ける義務があるが、取引先持株会の事務局が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該内国法人による法人番号通知書の写し等の提示を不要とすることができるようにすること

④上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上

平成31年度税制改正に関する要望
【主要項目説明資料】

平成30年9月18日
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

成長と分配の好循環に向けて

国民経済の成長と発展

証券市場の役割

長期的価値の向上

成長資金(リスクマネー)の供給促進

設備投資の拡大

企業
(生産、雇用、収益の拡大)

成長資金(リスクマネー)の供給促進

給与の上昇
雇用の増加

株価の上昇
配当の増加
公社債の利子

間接金融

証券市場

経済の拡大

勤労所得

事業所得

金融所得

利子

貯蓄

投資

消費や住宅投資の拡大

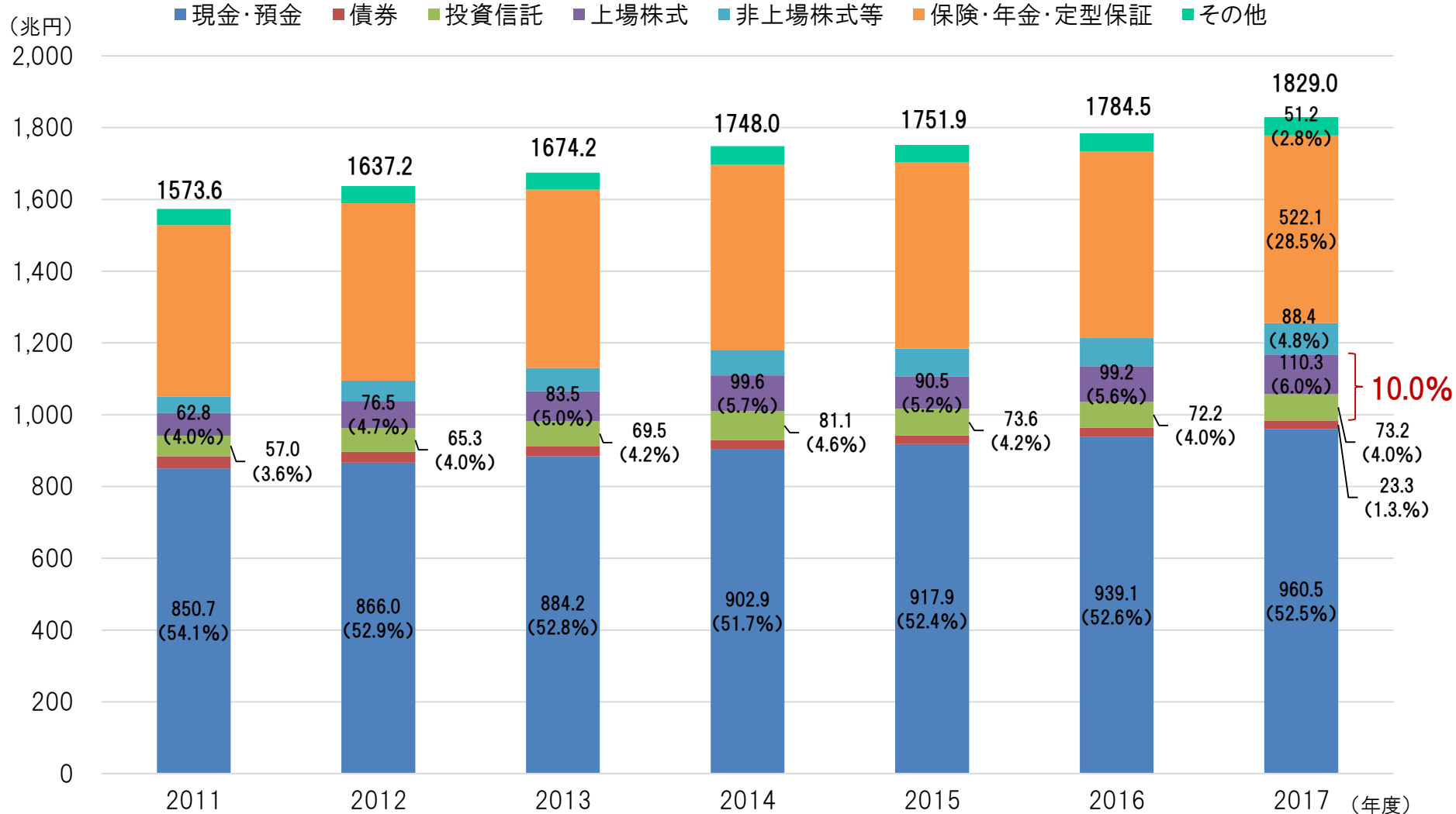
家計

中長期的な資産形成

所得の拡大

個人金融資産に占める上場株式等の状況

◆ 個人金融資産は2017年度末で1,829兆円と着実に増加しているが、その過半は現預金であり、上場株式の割合はおおむね5%で推移している(投資信託を加えても2017年度末で10.0%)。



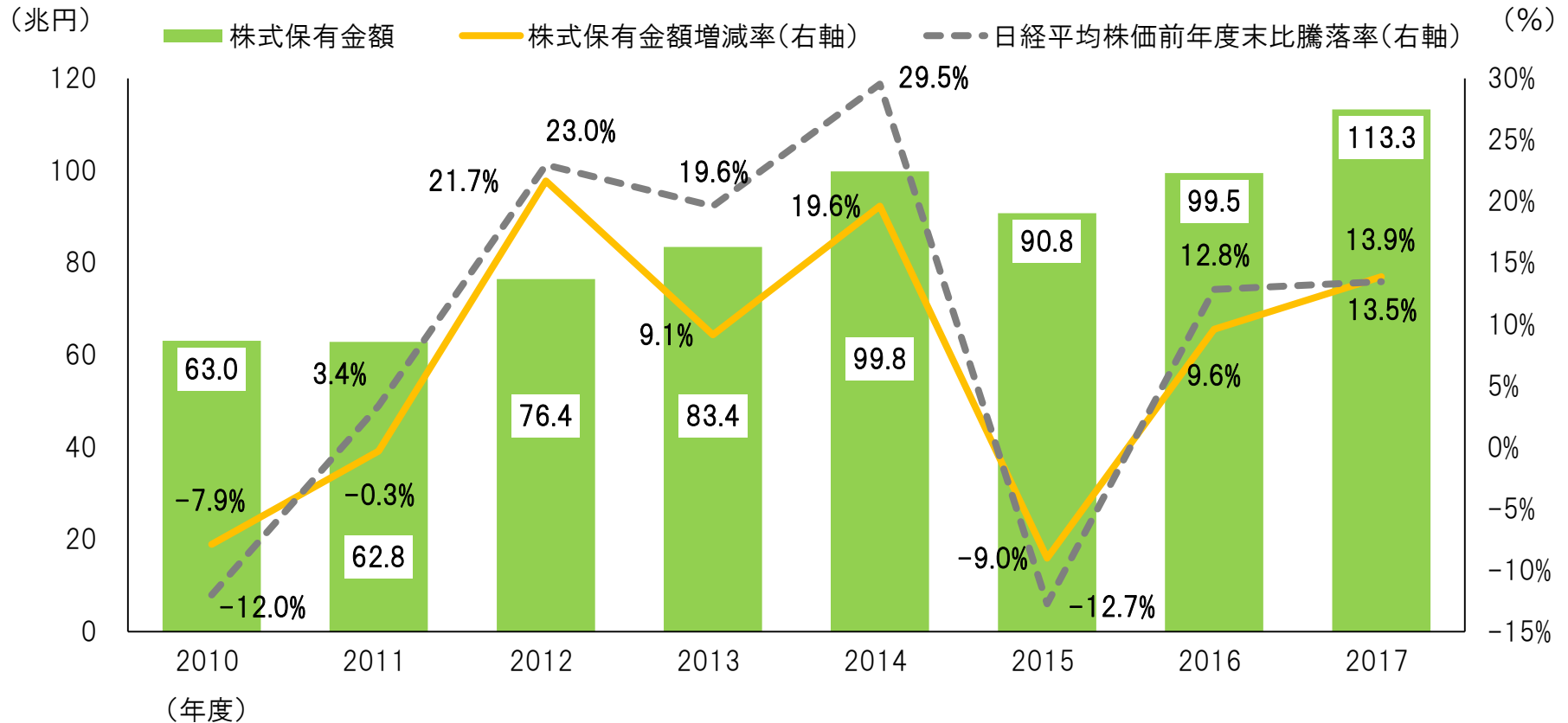
(注) 括弧内の数値は、各資産の個人金融資産に占める割合

(出所) 日本銀行

個人の株式保有金額

◆ 個人の株式保有金額は増加傾向にあるが、市況の影響によるところが大きい。

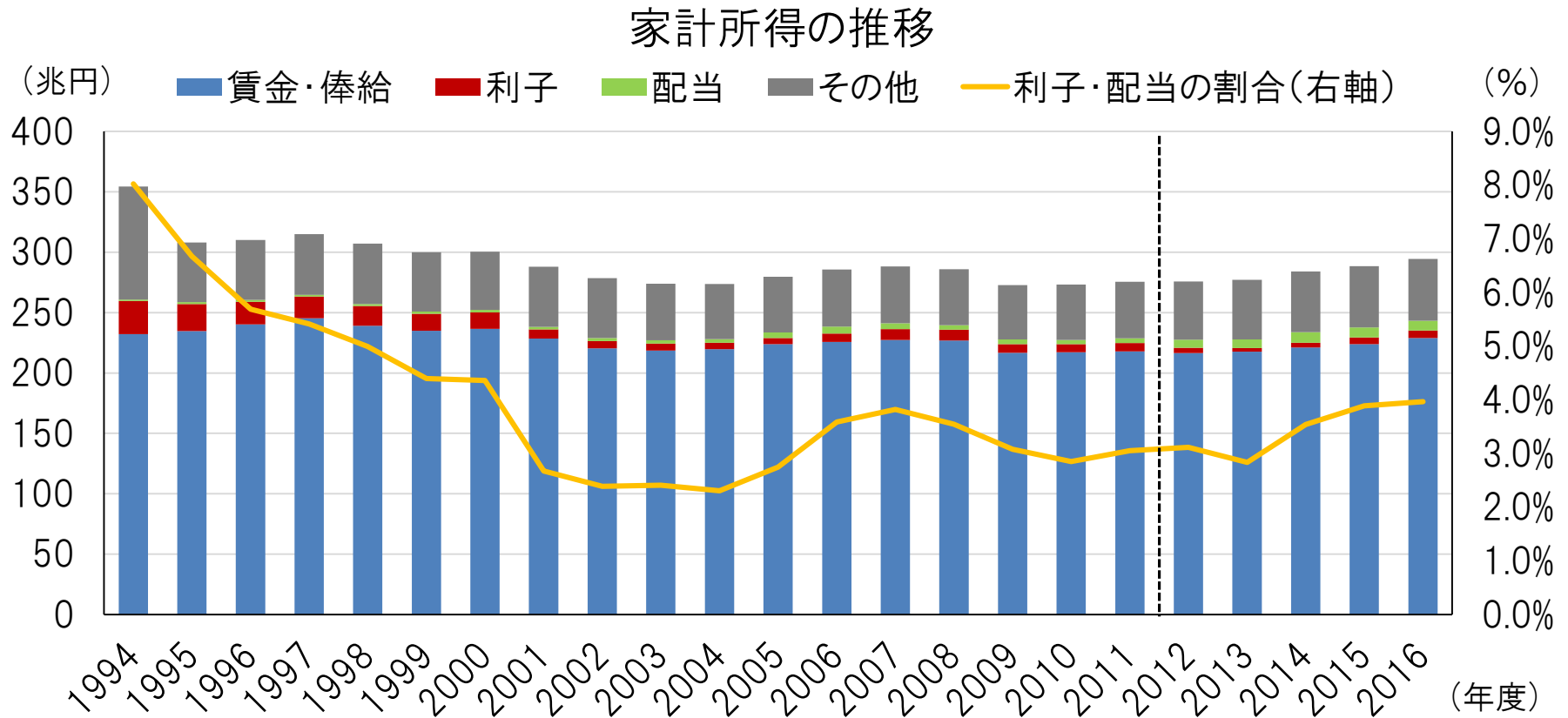
個人による株式保有金額等の推移



(出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」、日本経済新聞社

家計所得の推移

◆ 長引くデフレ経済下、家計所得は減少傾向ないし伸び悩み
さらに金融所得(利子・配当)の割合が低下。なお、近年は回復傾向



(注)1. 利子には預金だけでなく公社債利子を含む。

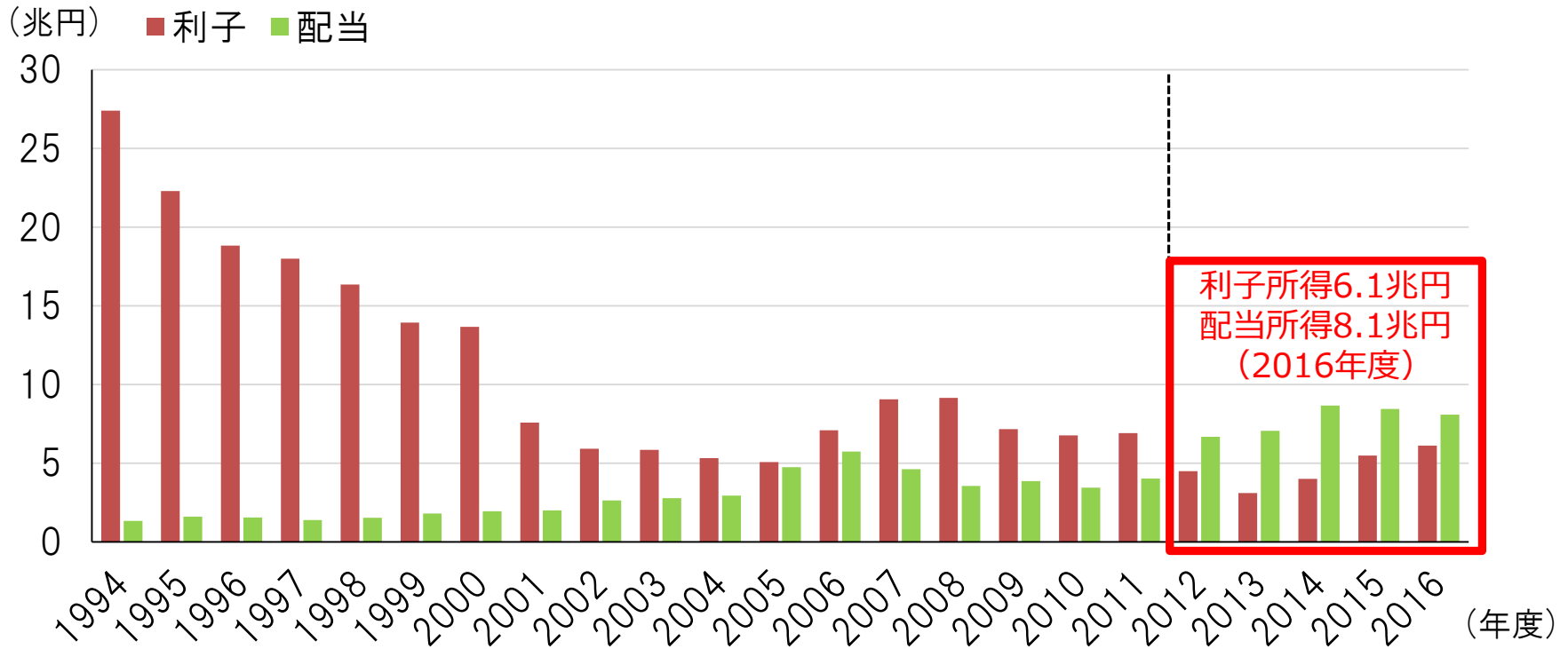
2. 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年度(7~9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。

(出所) 内閣府「国民経済計算」

家計における金融(利子・配当)所得の推移

- ◆ 金利低下で利子が減少する一方、配当は増加傾向
- ◆ 2012年度以降、配当が利子を上回っている状況
- ◆ 2014年度以降、配当は8兆円を超過
⇒家計において配当の重要性が増加

家計における利子・配当所得の推移

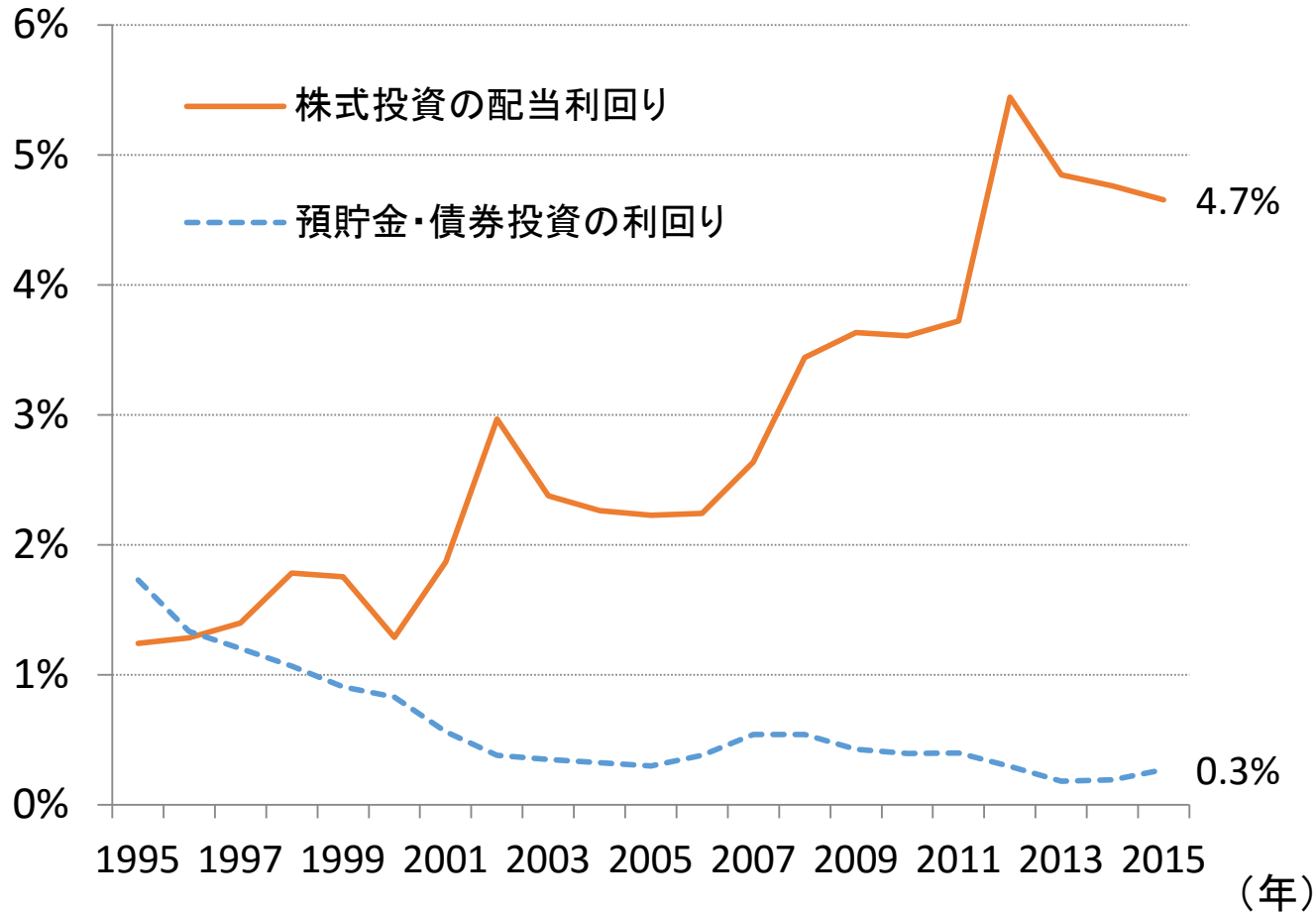


- (注)1. 利子には預金だけでなく公社債利子を含む。
2. 投資信託に係るインカムゲインを原資とした分配金は、2012年度(7~9月期)以降、配当に計上しているが、それ以前は利子に計上されている。

(出所) 内閣府「国民経済計算」

家計部門の資産別利回り

- ◆ 長期にわたる低金利の影響で、家計部門の預貯金・債券投資の利回りは低水準。それに対し、株式投資の配当利回りは上昇を続け、家計の資産形成に寄与している。

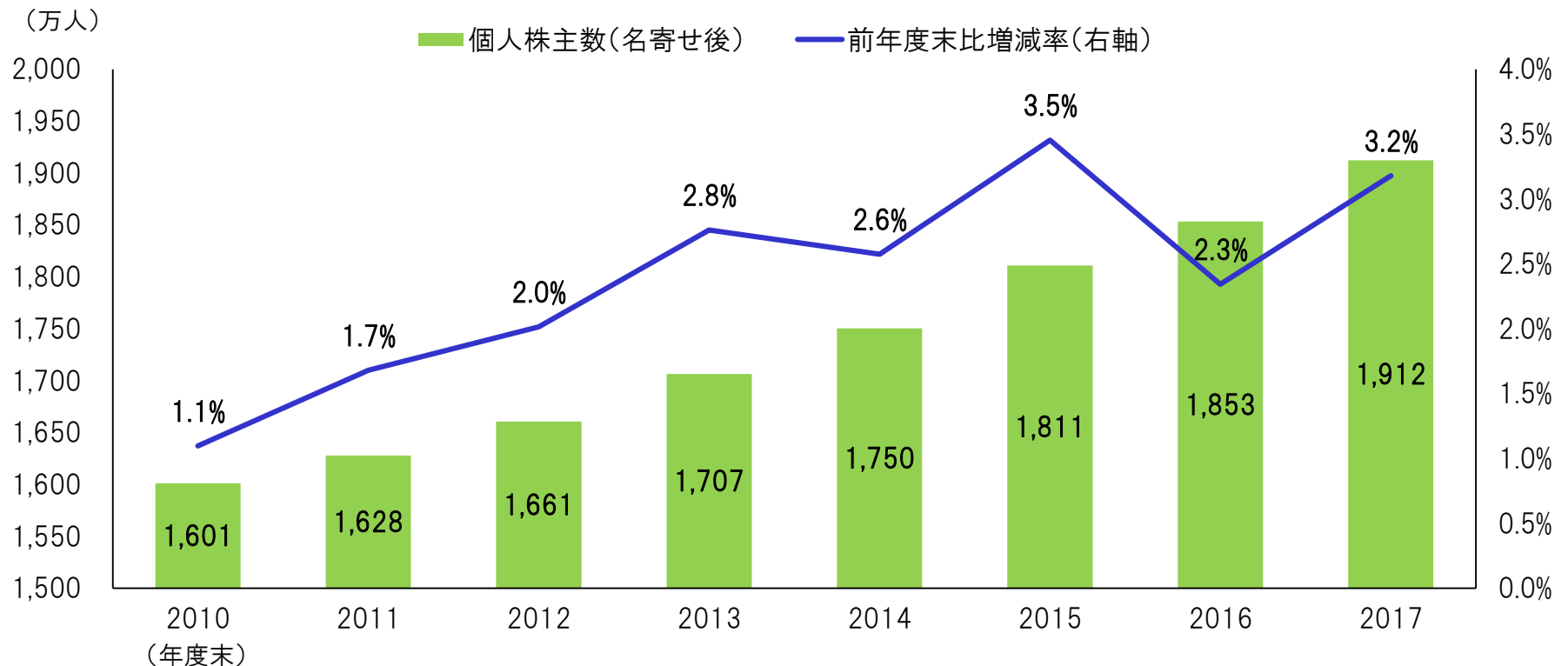


(出所)内閣府「国民経済計算」より大和総研作成

個人株主数(名寄せ後)の推移(推計) (ほふりデータ、東証「株式分布状況調査」から日証協推計)

◆ NISAの導入等の関係者の努力もあって個人株主数(名寄せ後)は、このところ着実に拡大している。2017年度末時点で、約1,910万人程度であったと推計される。

個人株主数(名寄せ後)の推移(推計)

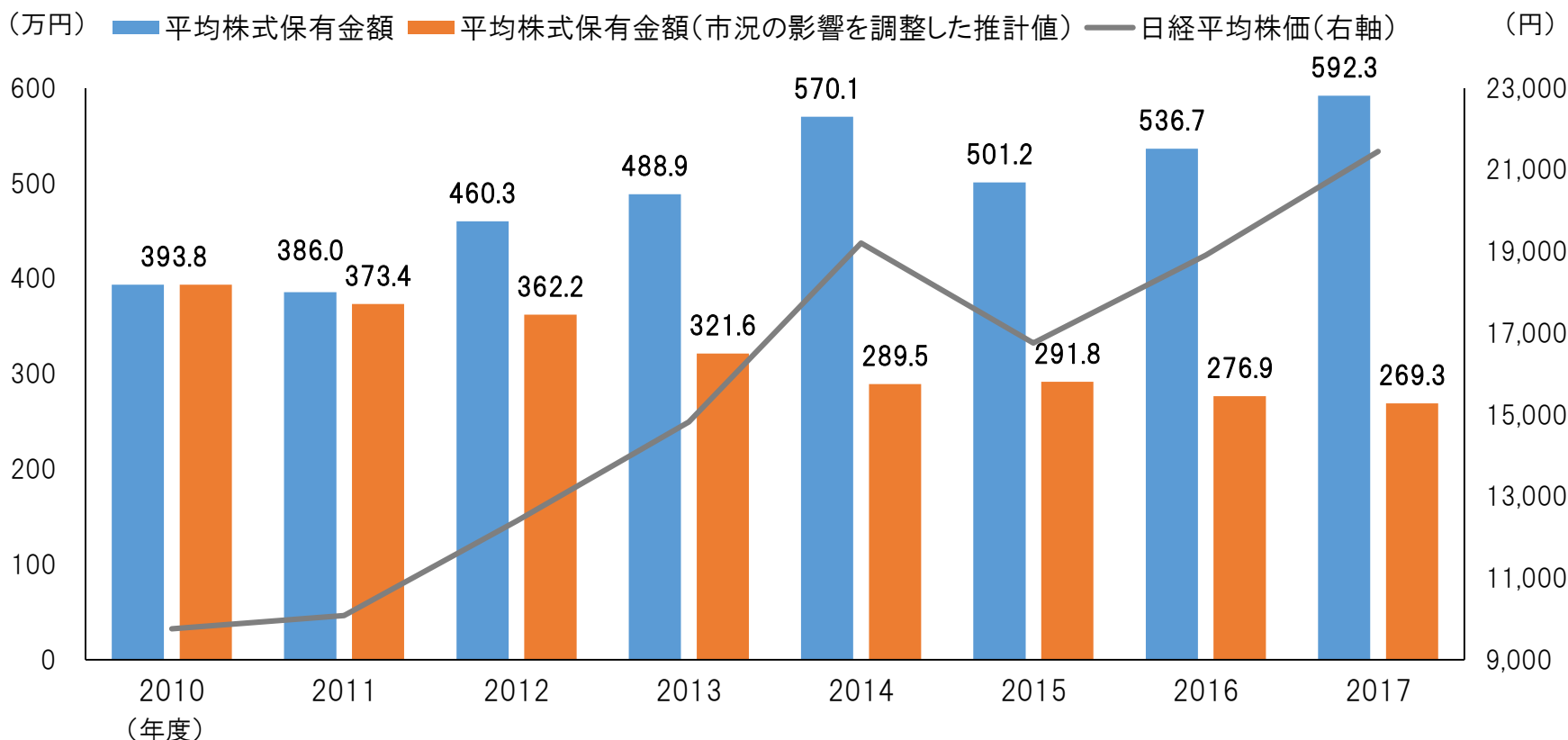


- (注) 1. 「個人株主数(名寄せ後)」とは、例えば、ある個人株主が1人で10銘柄保有している場合に、個人株主数1名とカウントするものである。
 2. 証券保管振替機構(振替機関)が証券会社等(口座管理機関)ごとに通知を受けた加入者(振替株式等の振替を行うために口座管理機関から口座の開設を受けた者)の情報について名寄せを行った後の「株主等通知用データ」(法人株主を含む。)に、東京証券取引所「株式分布状況調査」における各年の株主数(延べ人数)に占める個人の比率を乗じて推計。

(出所)東京証券取引所、証券保管振替機構データより日証協推計

個人株主一人当たりの平均株式保有額の推移

◆ 個人株主一人当たりの平均株式保有額は、投資家の裾野拡大を反映し、市況の影響を除けば小口化傾向にある。



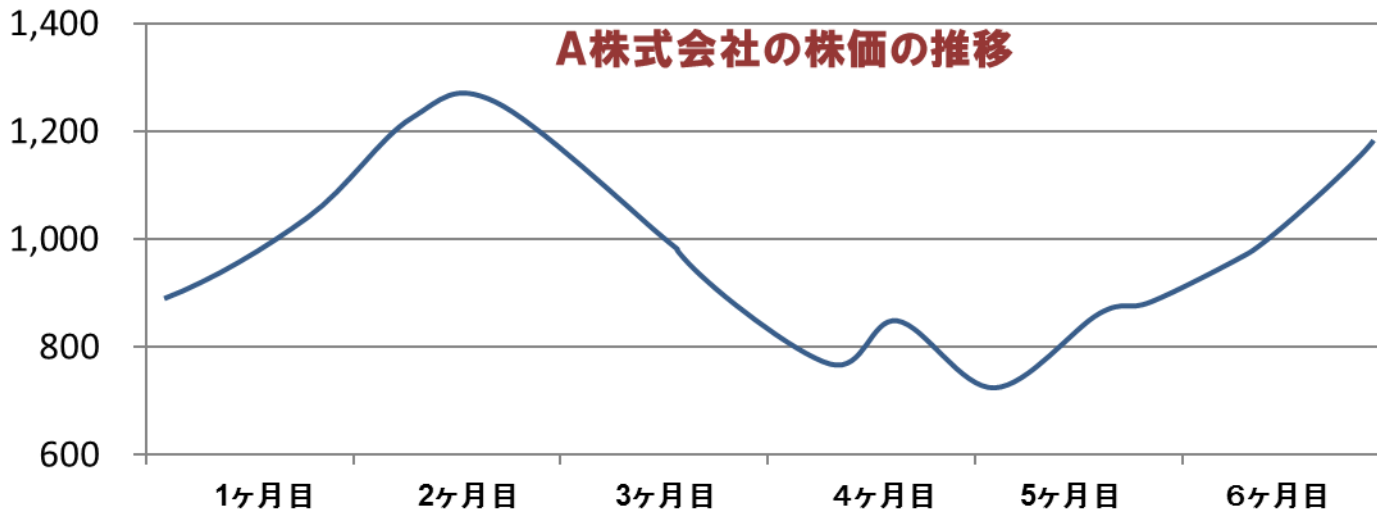
(注)1. 平均株式保有金額は、年度末の個人の株式保有金額を名寄せ後の個人株主数で除して推計。

2. 平均株式保有金額(市況の影響を調整した推計値)は、個人の株式保有金額を2010年度末の日経平均株価を基準とした各年度の日経平均株価の騰落率で除して算出し(例えば日経平均株価が2倍になった場合は、株価上昇による株式保有金額の増加を排除するため2で除する)、調整後の個人の株式保有金額を名寄せ後の個人株主数で除して推計。

(出所)東京証券取引所、証券保管振替機構、日本経済新聞社データより日証協推計。

積立投資(ドル・コスト平均法)のメリット

- 毎回、同じ金額で継続して買い付ける方法。
- 時間分散投資により、購入価格を平均化することができる。
- 価格が安いときは多く、価格が高いときは少なく購入するため、結果として1単位当たりの購入価格を下げることができる。



	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	合計	1株当たりの価格
株価の動き	1,000円	1,250円	1,000円	760円	830円	1,110円		
毎月の購入金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円	968円
毎月1万円で購入可能な株数	10株	8株	10株	13株	12株	9株	62株	

積立投資におけるTOPIXの利回り(2016年末の株価をもとに試算)

毎月定額を投資する積立投資では、バブル・ピーク時も含む全投資開始時期において、TOPIXに投資した場合のトータルリターンは大幅なプラスとなっている。

投資開始時期	1989/12	1992/1	1997/1	2002/1	2007/1	2012/1
掛け金合計	325万円	300万円	240万円	180万円	120万円	60万円
現在の資産	493万円	466万円	382万円	291万円	190万円	85万円
トータルリターン	51.8%	55.4%	59.1%	61.8%	58.1%	42.1%
(年率換算)	(1.6%)	(1.8%)	(2.3%)	(3.3%)	(4.7%)	(7.3%)

(出所) 東京証券取引所より大和総研作成

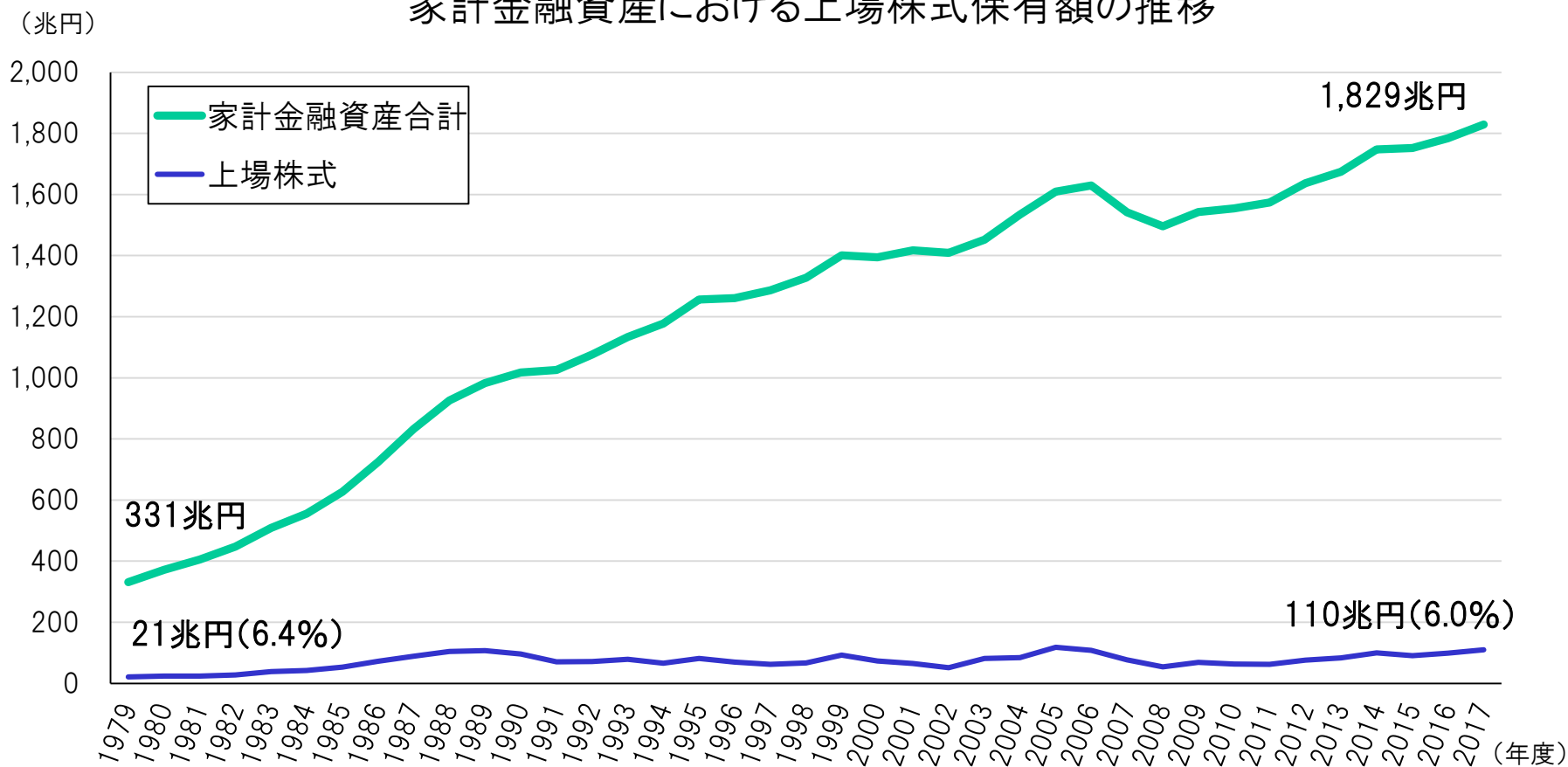
(参考)TOPIX・日経平均株価の終値

日付	1989/12	1992/1	1997/1	2002/1	2007/1	2012/1	2016/12
TOPIX (ポイント)	2819.63	1,763.43	1,480.86	1,053.96	1,698.95	742.99	1518.61
日経平均株価 (円)	37,132.68	23,801.18	19,446.00	10,871.49	17,353.67	8,560.11	19114.37

我が国における成長資金供給の状況 ～家計金融資産における株式保有推移～

- ◆ 2017年度時点で家計金融資産の合計額は1,829兆円、うち上場株式の保有金額は110兆円(家計金融資産合計に占める比率6.0%)に留まる
- ◆ 1979年度時点から家計金融資産の合計額は約1,500兆円増加しているが、上場株式保有額の増加は約90兆円に留まっている

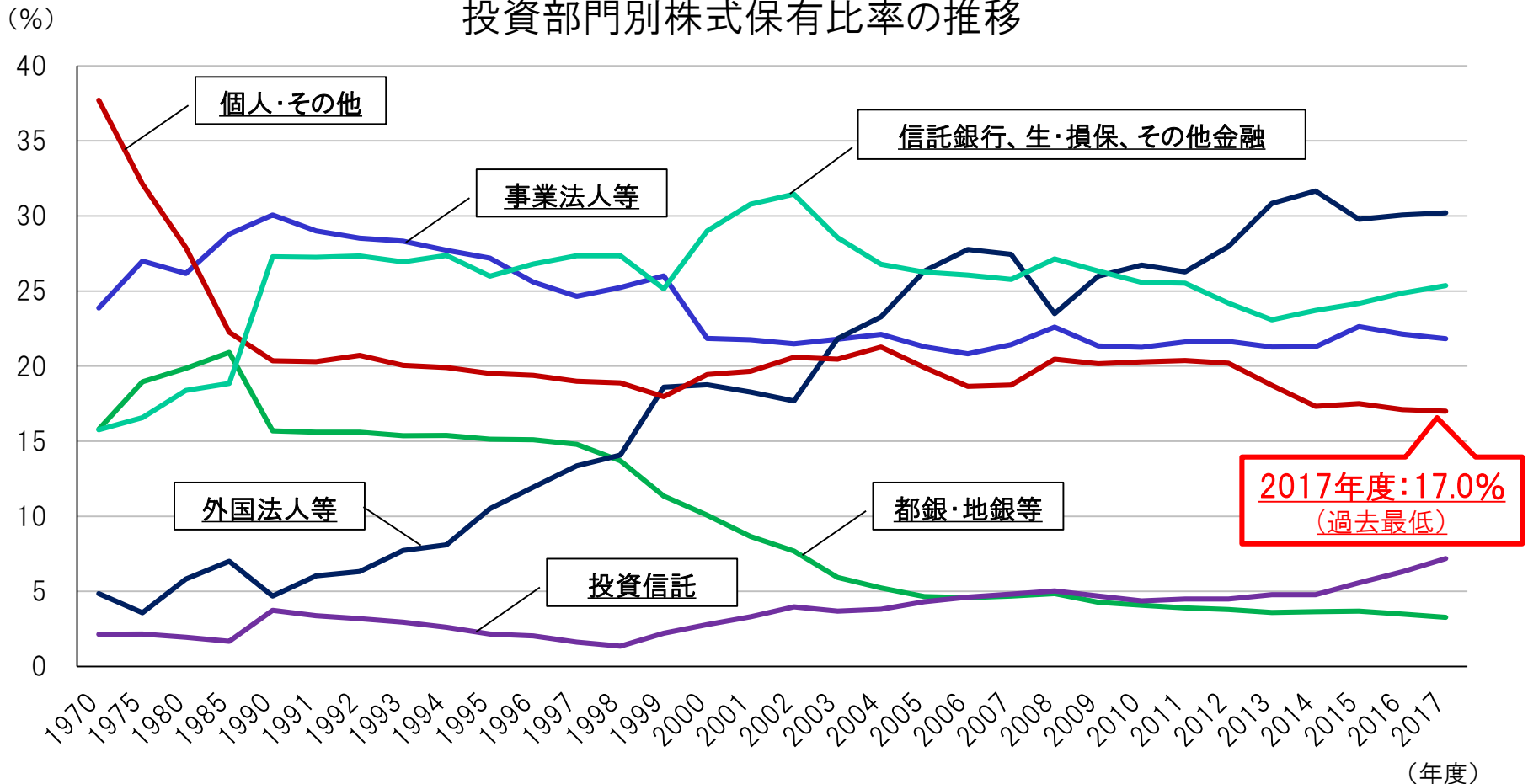
家計金融資産における上場株式保有額の推移



我が国における成長資金供給の状況

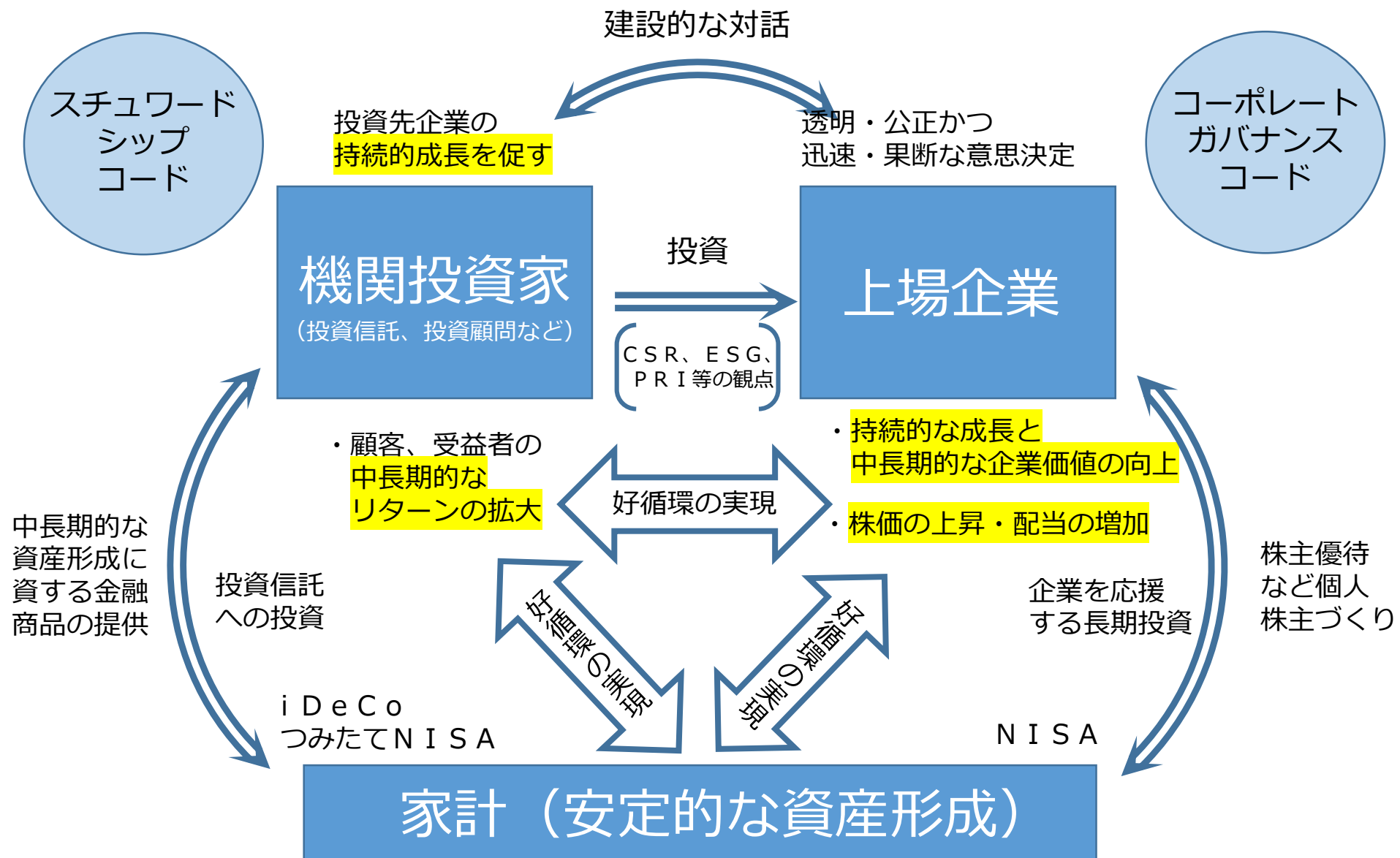
- ◆ 個人による株式の保有比率は、過去30年おおむね2割前後で推移
- ◆ ただし、2017年度は、外国法人等や投資信託の保有比率の上昇により、過去最低の17.0%となっている

投資部門別株式保有比率の推移



(注)1. 2004年度から2009年度までは、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む
 2. 「投資信託」は「都銀・地銀等」「信託銀行、生・損保、その他金融」に含まれる内訳数値
 (出所)東京証券取引所「株式分布状況調査」

証券投資による家計の安定的な資産形成の構図



※販売業者は、「顧客本位の業務運営」を徹底

(要約) 家計の安定的な資産形成と「成長と分配の好循環」の達成に向けた課題

現 状

FACT (A)

個人金融資産をみると「貯蓄から投資へ」の変化は未だ確認できる規模にはない
(上場株式の保有額の変動は市況の影響が大)

FACT (B)

GDP統計の家計所得をみると、配当利回りの上昇により配当収入が増加し(8兆円)、低金利下の利子収入を上回り、所得分配面での重要性が高まっている

FACT (C)

NISA導入等の関係者の努力により、個人投資家の裾野は拡大している
(名寄せが行われている上場株式について推計してみると、このところ毎年2~3%程度増加)

FACT (D)

FACT (A)及び (C)から、株式保有額の小口化が進んでいる

TREND

家計の中長期的な資産形成の手法として、小口の定時・定額の積立投資による、時間分散、資産分散投資(内外のインデックス投信を利用)の手法が注目されている
(特に、iDeCoとつみたてNISAの導入によるところが大きい)

FACT (E) (←FACT (A) の裏返し)

家計による成長資金(リスクマネー)の供給は拡大していない
(上場株式の保有状況を見ると、個人はこのところ横ばいで、2017年度は17.0%と、過去最低)

望ましいと考えられる方向

方向性 (1)

家計が安定的に資産形成を進めるとともに、配当収入により成長と分配の好循環の成果を享受出来るようになること
(株式及び株式投資信託への投資の利便性を高め投資リスクを下げる環境の整備)

特に、勤労所得は無く、年金に収入に依存している高齢者の資産運用において、出来る限り長期に配当収入を確保し続けられるよう、安心・安全・効果的な運用が行える環境が整備されること

方向性 (2)

少額の投資であっても、出来る限り多くの国民が上記の成果を享受するようになること
(これまで進んできている「投資家の裾野の拡大」を引き続き推進)

方向性 (3)

小口の長期積立分散投資の手法が、若年の資産形成層を中心に幅広く定着していくこと

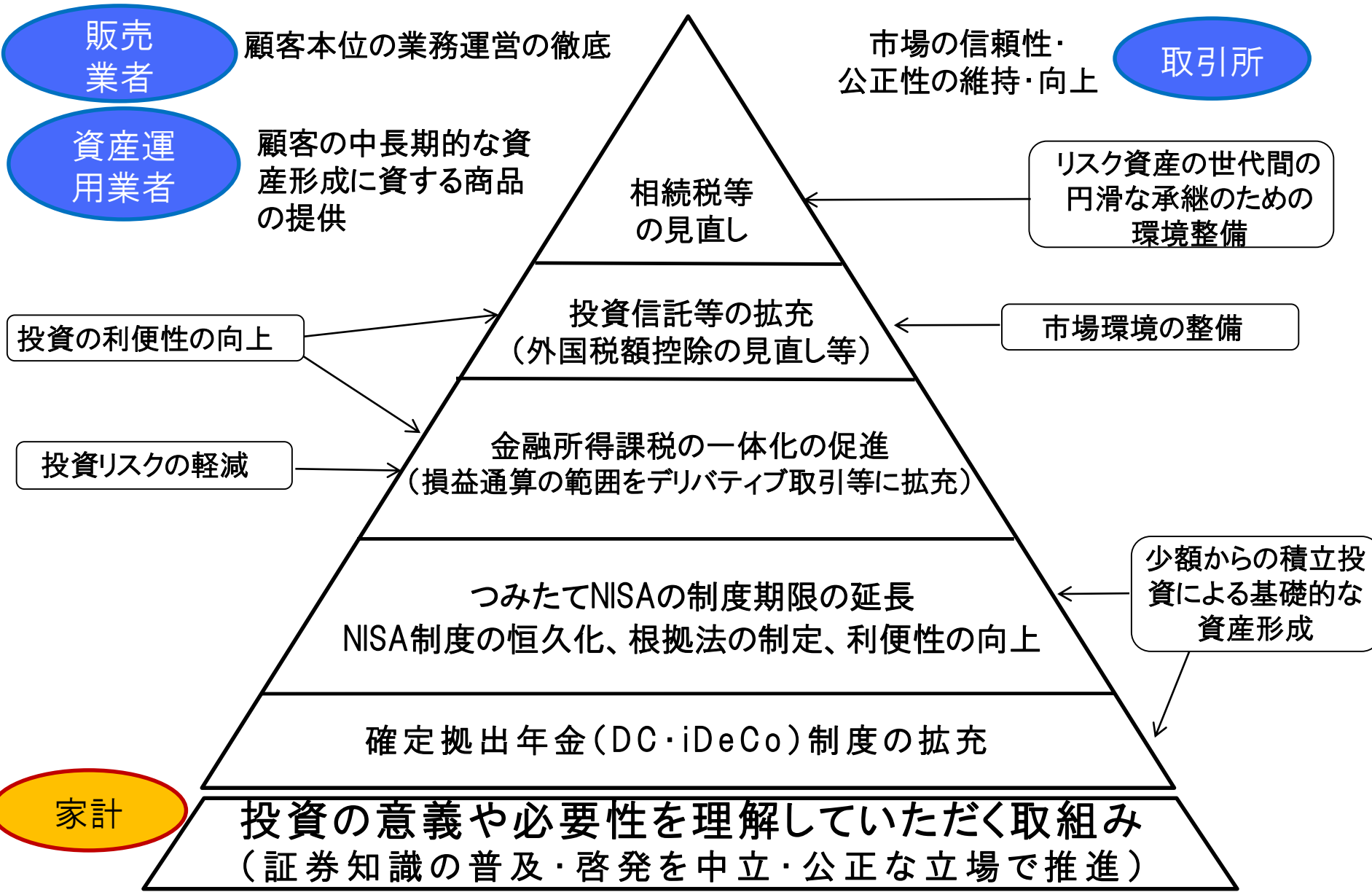
方向性 (4)

取引の小口化等の実態に鑑み、税制や規制の手続き等に要するコストは、可能な限り低減されていくこと

方向性 (5)

方向性 (1) と同様
(リスク資産の世代間の円滑な承継のための環境整備を含む)
さらに、SDGsに貢献する証券市場の実現を目指して、円滑な資金の流れが確保出来るような環境が整備されること

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進、SDGsに貢献する証券市場を目指して



平成31年度税制改正要望における主要望事項

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

- つみたてNISAの制度期限の延長、NISAの恒久化・根拠法の制定、手続き簡素化等
 - ① つみたてNISAの制度期限の延長
 - ② NISA制度の恒久化、NISA法の制定
 - ③ NISAの非課税保有期間を恒久化又は延長
 - ④ 成年年齢引下げ対応
 - ⑤ ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置
 - ⑥ NISA利用者の出国時における対応改善
 - ⑦ 口座開設及び非課税期間終了後の移管等に係る手続きの簡素化等
- 確定拠出年金制度の拡充等
 - ① 確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃
 - ② 拠出限度額の引上げ、中途引出要件の緩和等

II 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

- 上場株式等の相続税評価等の見直し
 - ① 上場株式及び公募投資信託の相続税評価額見直し
 - ② 著しく価格が下落した場合の相続税評価額の救済措置
 - ③ 世代を通じた上場株式等への投資に対する相続税等の優遇措置
 - ④ 相続財産の譲渡に係る相続税の取得費加算の特例の適用期限の撤廃
- 教育資金一括贈与制度の延長及び拡充
- 特定口座間贈与の制限撤廃

平成31年度税制改正要望における主要望事項

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

- 金融所得課税一体化の促進等
- 種類株の活用支援
- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長
- 金融所得に対する課税のあり方への提言
- 投資信託・投資法人制度等の拡充
 - ① 投資信託等の外国税額控除制度の見直し
 - ② 投資法人の外国子会社に対する外国子会社合算税制の適用除外
 - ③ 登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の延長

Ⅳ SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資に対する税制優遇措置の創設

Ⅴ 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

- 事後交付型の株式報酬の特定口座への受け入れ
- レポ取引に係る利子の課税の特例措置の適用期限延長及び対象債券の拡大
- BEPSプロジェクトの勧告等を踏まえた過大支払利子税制見直しへの提言

Ⅵ その他の税制措置

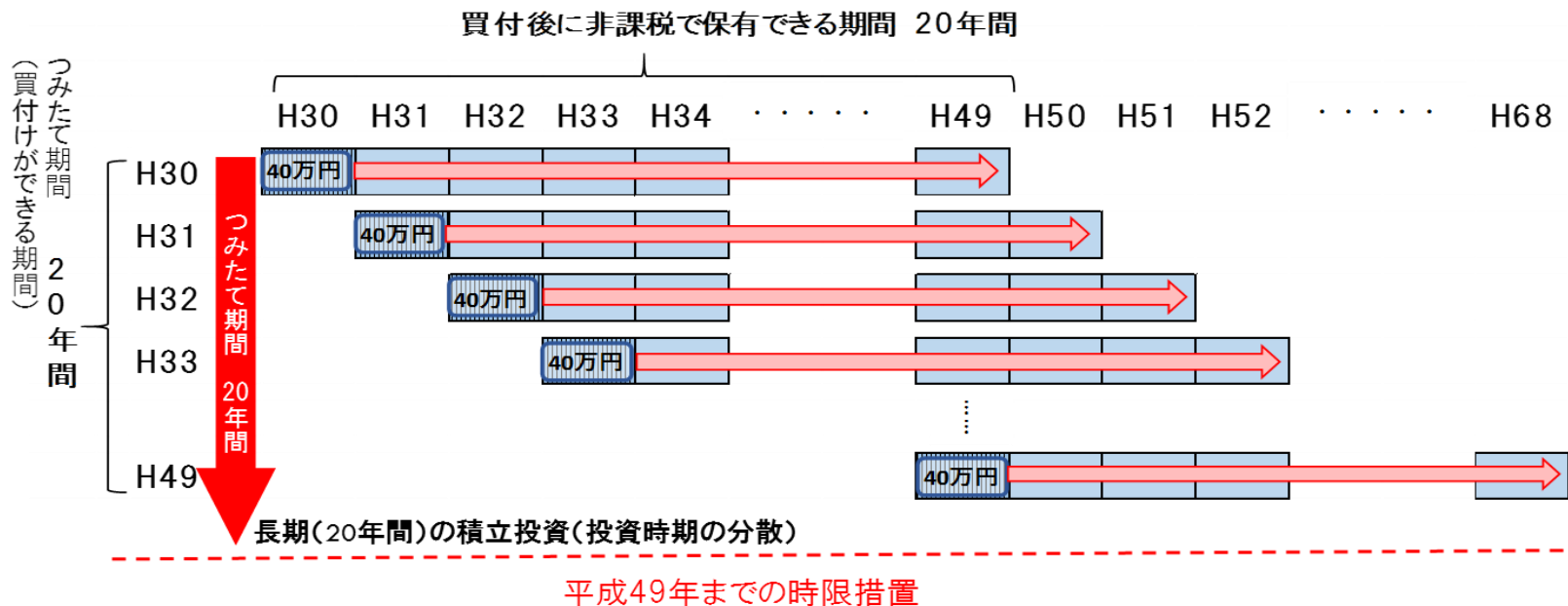
- マイナンバーの利活用促進のための税制措置等
- 上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式の指定

I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

● つみたてNISAの制度期限の延長、NISA制度の恒久化・根拠法の制定、手続き簡素化等

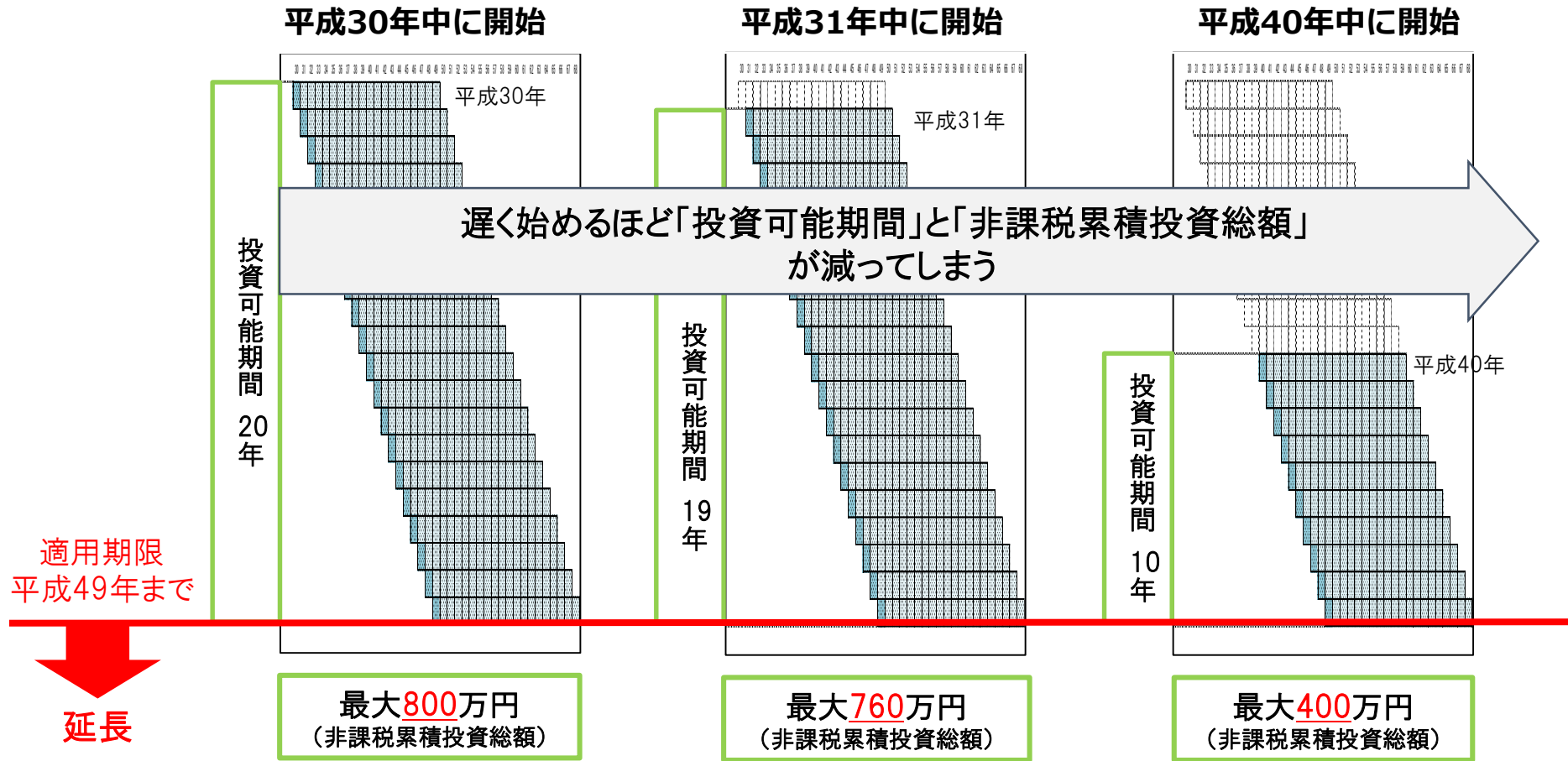
【つみたてNISAの概要】

買付方法	積立投資のみ	
つみたて期間 (買付けができる期間)	平成30年から平成49年(20年間の時限措置)	投資時期の分散 (高値掴み等のリスクを軽減)
買付後に非課税 で保有できる期間	20年間	長期保有
年間非課税枠	40万円(20年間の非課税累積投資総額は最大800万円)	
対象商品	公募株式投信・ETFのうち長期・積立・分散投資に適した一定のもの (告示において、対象となるインデックスや手数料等について詳細に規定)	資産の分散



【要望】

- ① つみたてNISAについて、平成49年までとされている投資可能期間（制度期限）を延長することにより、来年以降に投資を開始しても投資可能期間が少なくとも20年となるようにすること



平成49年までの適用期限を延長することで、平成31年以降に開始しても「投資可能期間」が最低20年、「非課税累積投資総額」も最大800万円を確保できるようにすること

つみたてNISAの対象商品の要件

		金融庁への届出 (注1)	対象指数	売買手数料 (税抜)	信託報酬 (税抜)	信託報酬等の 実額通知	その他
公募株式投資信託	(1)指定インデックス投資信託	①国内資産を対象とするもの	必要	指定	0% 【ノーロード】 (注2) (注3)	0.5%以下	-
		②海外資産を対象とするもの				0.75%以下	
	(2)指定インデックス投資信託以外の投資信託（アクティブ運用投資信託等）	①国内資産を対象とするもの	-	1%以下		<ul style="list-style-type: none"> ・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年経過 ・信託期間の2/3で資金流入超 	
		②海外資産を対象とするもの		1.5%以下			
上場株式投資信託 (ETF)	国内取引所のETF	必要	指定	1.25%以下 (注4)	0.25%以下	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な流通のための措置が講じられているとして取引所が指定するもの ・最低取引単位1,000円以下(るいとう)
	外国取引所のETF						<ul style="list-style-type: none"> ・資産残高1兆円以上 ・最低取引単位1,000円以下(るいとう)

- (注) 1. 平成29年10月1日から届出開始。
 2. ノーロードとは、販売手数料（買付手数料）がゼロの意味。
 3. 解約手数料（信託財産留保額を除く）、口座管理料についてもゼロ。
 4. 口座管理料についてもゼロ。

つみたてNISA対象商品 158本

(平成30年9月5日時点)

指定インデックス投信 (138本)

指定インデックスに連動する一定の投資信託

指定インデックス投信以外の投信 (17本)

マーケットから継続的に選択・支持されている一定の投資信託

ETF (3本)

指定インデックスに連動する一定のETF

「マーケット全体を広くカバーしており、かつ、既に市場関係者に浸透しているインデックスを基本とする」
(金融庁「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書)

金融庁が指定したインデックス一覧 (36指数)

		日本	全世界	先進国	新興国
株式	単品でも組成可能	<ul style="list-style-type: none"> TOPIX 日経225 JPX日経400 MSCI Japan Index 	<ul style="list-style-type: none"> MSCI ACWI Index FTSE Global All Cap Index 	<ul style="list-style-type: none"> FTSE Developed Index FTSE Developed All Cap Index S&P 500 CRSP U.S. Total Market Index MSCI World Index MSCI World IMI Index 	<ul style="list-style-type: none"> MSCI Emerging Markets Index FTSE Emerging Index FTSE RAFI Emerging Index
	組合せでのみ組成可能 (株式指数は必須)	—	—	<ul style="list-style-type: none"> MSCI Europe Index FTSE Developed Europe All Cap Index Stoxx Europe 600 MSCI Pacific Index 	<ul style="list-style-type: none"> MSCI AC Asia pacific Index
債券	組合せでのみ組成可能 (株式指数は必須)	<ul style="list-style-type: none"> NOMURA-BPI総合 DBI総合 NOMURA-BPI国債 Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> Citi-group World Government Bond Index Barclays Capital Global Treasury 	<ul style="list-style-type: none"> Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> JP Morgan GBI EM Global Diversified JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
不動産投信		<ul style="list-style-type: none"> 東証REIT指数 	—	<ul style="list-style-type: none"> S&P先進国REIT指数 S&P米国REIT指数 S&P欧州REIT指数 FTSE NAREIT エクイティREIT インデックス 	—

つみたてNISA取扱い運用会社 27社

つみたてNISA取扱い運用会社（平成30年9月5日現在（計27社／社名五十音順））

1	朝日ライフ アセットマネジメント(株)	16	日興アセットマネジメント(株)
2	アセットマネジメントOne(株)	17	ニッセイアセットマネジメント(株)
3	SBIアセットマネジメント(株)	18	農林中金全共連アセットマネジメント(株)
4	岡三アセットマネジメント(株)	19	野村アセットマネジメント(株)
5	鎌倉投信(株)	20	フィデリティ投信(株)
6	コモンズ投信(株)	21	ブラックロック・ジャパン(株)
7	JP投信(株)	22	三井住友アセットマネジメント(株)
8	しんきんアセットマネジメント投信(株)	23	三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)
9	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(株)	24	三菱UFJ国際投信(株)
10	セゾン投信(株)	25	楽天投信投資顧問(株)
11	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(株)	26	りそなアセットマネジメント(株)
12	大和証券投資信託委託(株)	27	レオス・キャピタルワークス(株)
13	大和住銀投信投資顧問(株)		
14	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)		
15	東京海上アセットマネジメント(株)		

つみたてNISA取扱い証券会社 59社

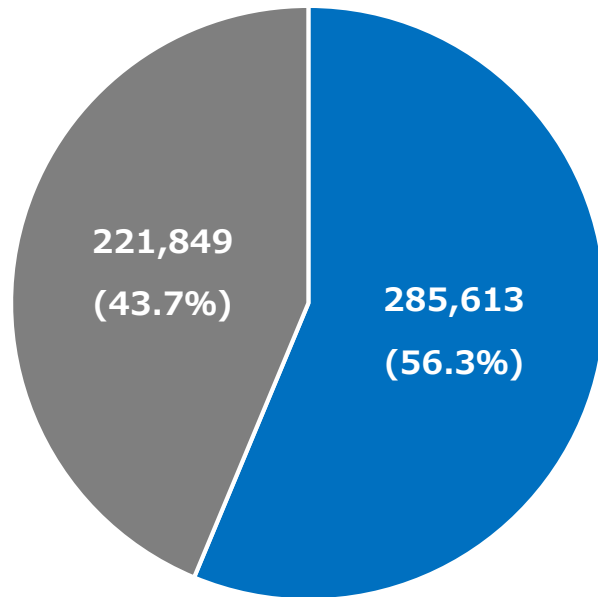
つみたてNISA取扱い証券会社（平成30年8月1日現在（計59社／社名五十音順））					
1	藍澤証券株式会社	21	三縁証券株式会社	41	百五証券株式会社
2	あかつき証券株式会社	22	四国アライアンス証券株式会社	42	ひろぎん証券株式会社
3	池田泉州TT証券株式会社	23	静岡東海証券株式会社	43	フィデリティ証券株式会社
4	石動証券株式会社	24	静銀ティーエム証券株式会社	44	フィリップ証券株式会社
5	いちよし証券株式会社	25	株式会社証券ジャパン	45	ふくおか証券株式会社
6	今村証券株式会社	26	株式会社しん証券さかもと	46	ほくほくTT証券株式会社
7	岩井コスモ証券株式会社	27	第四証券株式会社	47	松井証券株式会社
8	宇都宮証券株式会社	28	大万証券株式会社	48	マネックス証券株式会社
9	エイチ・エス証券株式会社	29	大和証券株式会社	49	丸三証券株式会社
10	エース証券株式会社	30	高木証券株式会社	50	丸近証券株式会社
11	株式会社SBI証券	31	竹松証券株式会社	51	丸八証券株式会社
12	岡三証券株式会社	32	立花証券株式会社	52	みずほ証券株式会社
13	岡三にいがた証券株式会社	33	ちばぎん証券株式会社	53	三津井証券株式会社
14	カブドットコム証券株式会社	34	東海東京証券株式会社	54	水戸証券株式会社
15	木村証券株式会社	35	東武証券株式会社	55	むさし証券株式会社
16	極東証券株式会社	36	長野証券株式会社	56	山和証券株式会社
17	ぐんぎん証券株式会社	37	西日本シティTT証券株式会社	57	株式会社ライブスター証券
18	ごうぎん証券株式会社	38	西村証券株式会社	58	楽天証券株式会社
19	光世証券株式会社	39	野村証券株式会社	59	ワイエム証券株式会社
20	篠山証券株式会社	40	浜銀TT証券株式会社		

つみたてNISAの実績(平成30年3月末)

◆ 全金融機関を対象とした調査結果

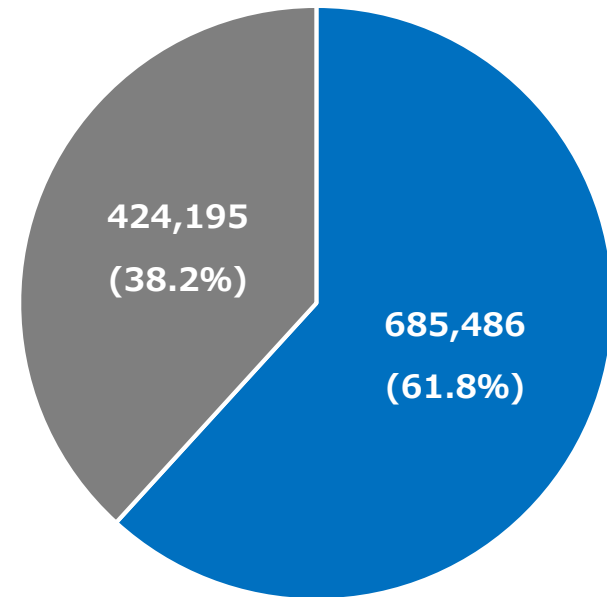
つみたてNISA総口座数
50万7,462口座

■ その他金融機関 ■ 証券会社



つみたてNISA総買付額
110億9,681万円

■ その他金融機関 ■ 証券会社



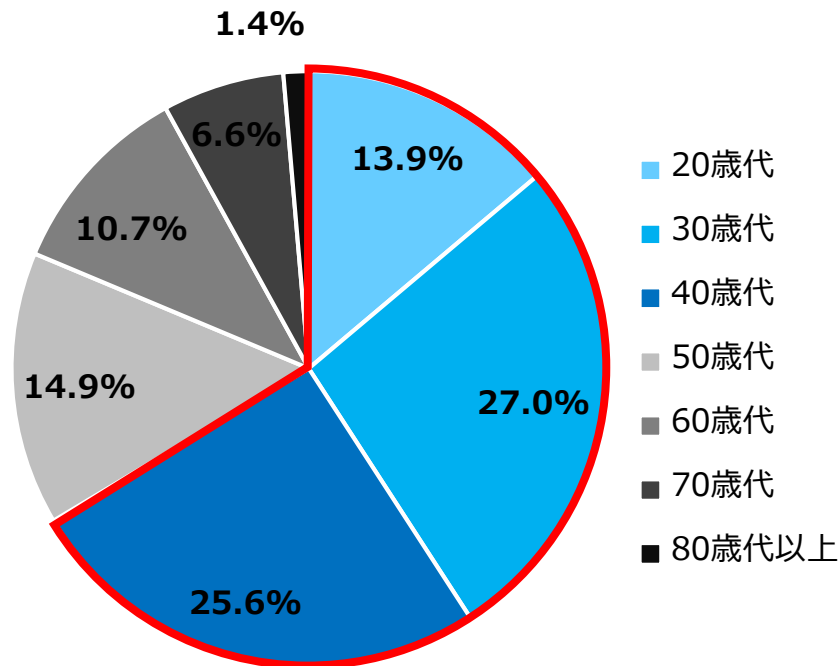
証券会社（52社）の実績が金融機関全体（533法人）の約6割を占める

(注) 「その他金融機関」の数は、金融庁調査（全金融機関）から日証協調査（全証券会社）の数値を引いた値。
(出所) 金融庁「NISA口座の利用状況調査（平成30年3月末時点）」
日証協「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査結果（全証券会社）（平成30年3月末）」

つみたてNISAの実績(平成30年3月末)

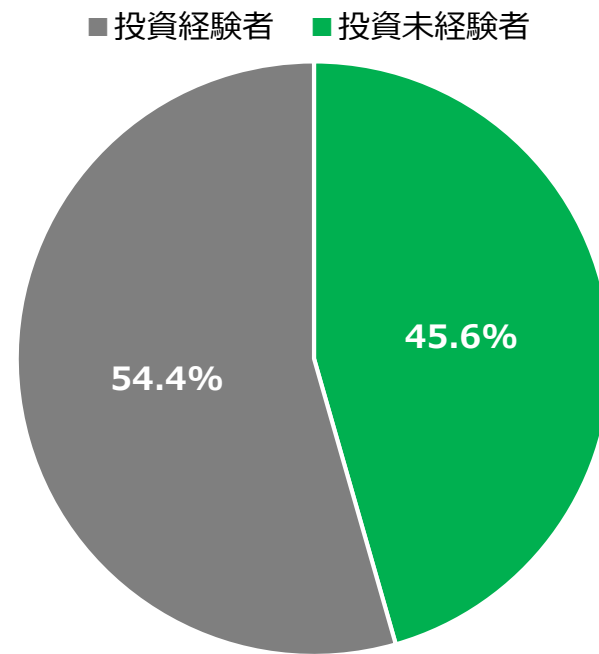
◆ 全証券会社を対象とした調査結果

つみたてNISA年代別口座数



若年層(20歳代~40歳代)が6割以上
※一般NISAは約3割

つみたてNISA投資経験別口座数



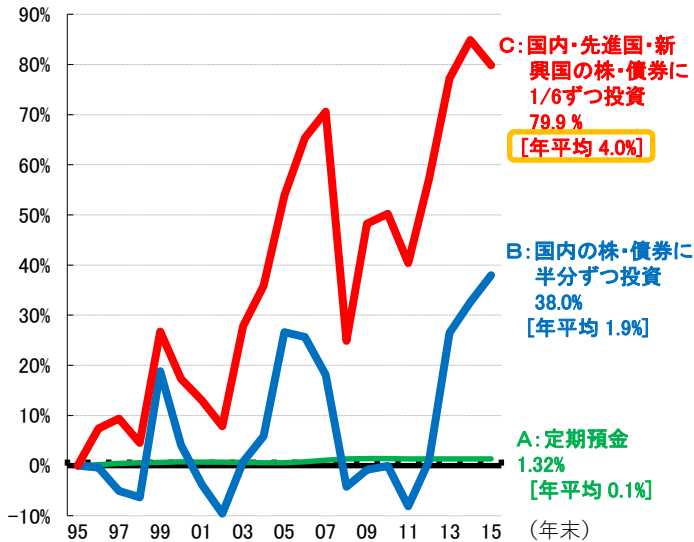
つみたてNISAが投資を始めるきっかけに

制度開始2年目から「つみたて期間」が縮減してしまうことは、
来年以降つみたてNISAを始めようとする若年層・投資未経験者の意欲を削ぎ、
長期的な資産形成・ライフプランニングを阻害しかねない

実践的な投資教育(積立・分散投資の有効性)

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、**長期の積立・分散投資**が有効。
 - **投資対象**をグローバルに**分散**させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能。
 - **投資時期の分散**(積立投資)により、高値掴み等のリスクを軽減することが可能。
 - **長期で保有**することにより、投資リターンの安定化が可能。
- ⇒ 「長期投資に適した商品を積立投資を通じて、長期で保有することの有効性」を認識してもらうことが重要。

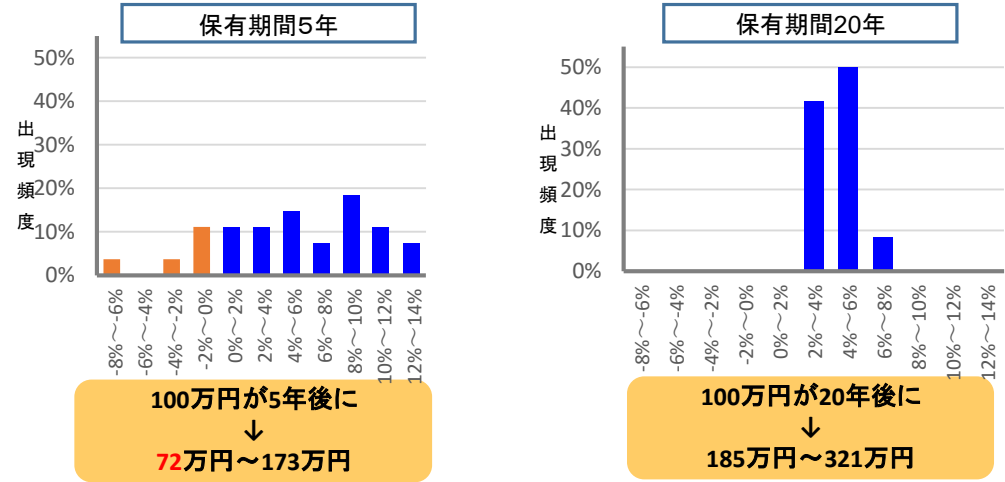
長期・積立・分散投資の効果(実績)



(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
 株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
 債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

国内外の株式・債券に分散投資した場合の収益率の分布

20年の保有期間では、投資収益率2~8%(年率)に収斂。



(注) 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。

つみたてNISAの理解と普及のために

- ◆ つみたてNISAのような新しい制度が国民に浸透し理解を得て普及していくには、実践的な投資教育の機会を提供するなどの取組みの強化が重要であり、ある程度の時間（5年～10年）が必要
- ◆ そうした中で、制度開始2年目から「つみたて期間」（買付ができる期間）が1年ずつ縮減していくことは、時間分散の考え方に沿った小口の長期の資産形成の意義を曖昧にさせ、その実現の障害になりかねない
- ◆ （後で措置すれば足りるのではないかとの指摘もあるが）NISA制度など個人投資家向けの政策税制は投資判断の時点で制度の透明性を確保しておかないと、理解と普及に支障が生ずる

【要望】

- ② NISA（つみたてNISA・一般NISA・ジュニアNISA）制度を恒久化すること、国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

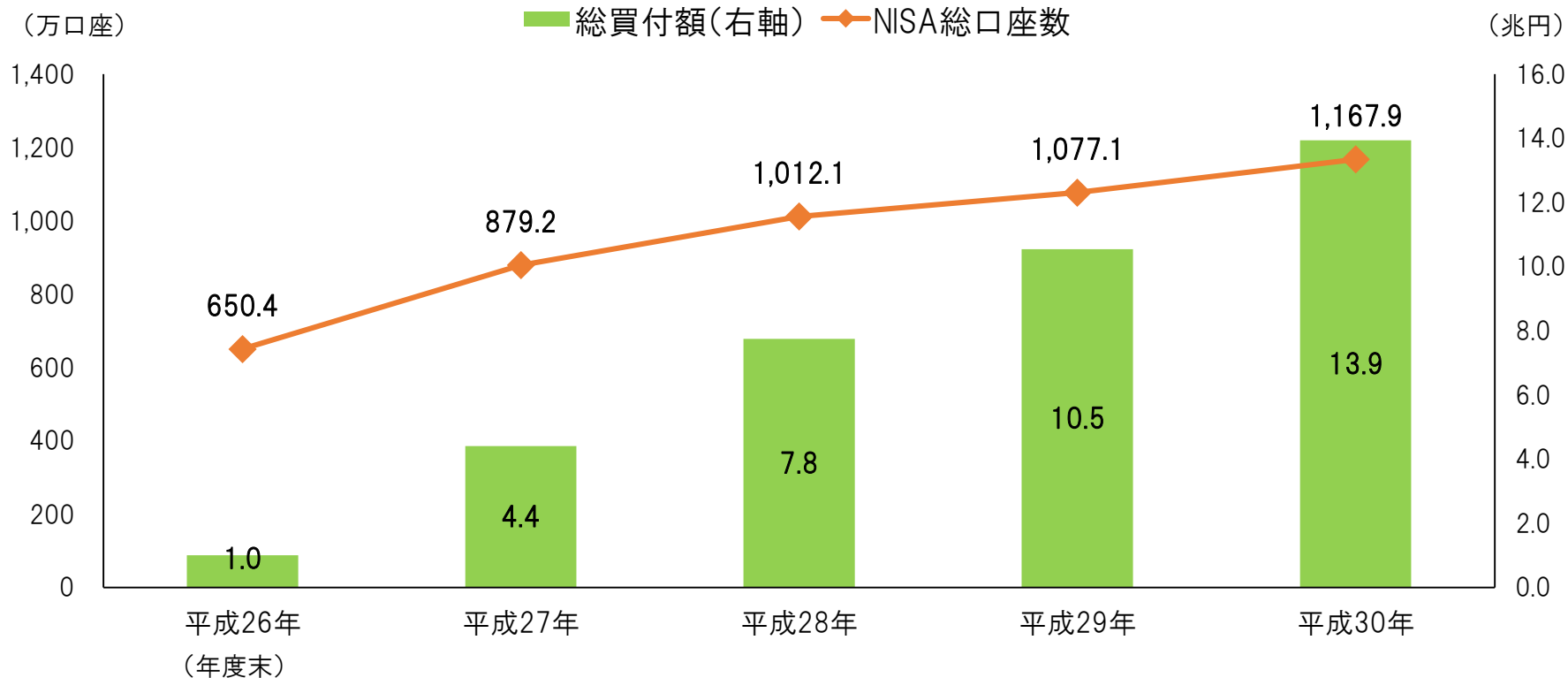
【非課税制度の利用状況と根拠法】

		利用者	規模※	根拠法
確定 拠出 年金	企業型DC	648万人	10.5兆円	確定拠出年金法のもと 恒久的な制度 として導入 （目的） ・国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型DC （iDeCo）	85万人	1.4兆円	
財形 貯蓄	住宅財形	72万人	1.7兆円	勤労者財産形成促進法のもと 恒久的な制度 として導入 （目的） ・勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	173万人	3.0兆円	
N I S A	NISA （一般・つみたて） ・ジュニアNISA	1,194万人 （一般NISA）1,117万人 （つみたてNISA）50万人 （ジュニア）26万人	14.02兆円 （一般NISA）13.92兆円 （つみたてNISA）0.01兆円 （ジュニア）0.08兆円	（現状、租税特別措置による制度） ⇒ 国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）の制定が必要

- （注） 1. 確定拠出年金の利用者は2018年3月末時点、規模（資産額）は2017年3月末。
2. 財形貯蓄の利用者及び規模（残高）は2018年3月末。
3. NISAの利用者及び規模（買付額）は2018年3月末。

（出所）厚生労働省、運営管理機関連絡協議会、金融庁

NISA(つみたてNISA・一般NISA)の利用状況



◆ 平成30年3月末時点 金融機関種類別NISA総口座数・総買付額

	総口座数	総買付額
証券会社	692万口座	9.9兆円
銀行等 (銀行、信託銀行、郵便局、信金、信組、生保、農協、労金、投信)	475万口座	4.0兆円
全体	1,167万口座	13.9兆円

つみたてNISAを含むNISA制度全体の普及・促進、制度改善に係る政府の方針

「未来投資戦略2017 —Society5.0の実現に向けた改革—」

(平成29年6月9日閣議決定)

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

我が国に蓄積された国民の富を安定的に増大させる資金の流れを実現するため、家計の金融資産をバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。このため、家計と金融機関に対して総合的に取組を進めていく。

家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、**積立NISAを含め、NISA制度全体の更なる普及・促進を図る**とともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。

…[中略]…

ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等

- 家計の安定的な資産形成を促すため、**積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進を図る**ほか、**ジュニアNISAについて** 手続における負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、**手続の改善を検討する**。
- また、家計の投資に関する知識(投資リテラシー)が深まるよう、実践的な投資教育等を推進するとともに、投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方を検討する。さらに、これまで資産形成に関心のなかった層も対象に、**確定拠出年金制度や職域でのNISA制度の利用を促進する**。

「未来投資戦略2018 —「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—」

(平成30年6月15日閣議決定)

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

② 家計の安定的な資産形成の促進

本年1月にスタートした**つみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、官民における職場環境の整備(「職場つみたてNISA」の導入)を促進する**。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を進める。

【要望】

③ NISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

	NISA（20歳以上）		ジュニアNISA （20歳未満）	（参考） 英国株式型ISA
	NISA	つみたてNISA		
制度開始	平成26年1月1日	平成30年1月1日	平成28年4月1日	1999年4月6日
口座開設者	20歳以上の居住者	20歳以上の居住者	0歳以上20歳未満の居住者	満18歳以上の居住者
口座開設期間 （投資可能期間）	平成26～35年 ⇒恒久化	平成30～49年 ⇒恒久化	平成30年～35年 ⇒恒久化	期限なし （2008年に恒久化）
非課税保有期間	最長5年間 ⇒恒久化	最長20年間 ⇒恒久化	最長5年間 ⇒恒久化	無期限
対象商品	上場株式、公募株式投信	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式、公募株式投信	株式、債券、投信、保険等
非課税対象	配当、譲渡益		配当、譲渡益 ※18歳まで払出制限あり	配当、譲渡益、利子
拠出限度額	年間120万円 （制度全体で600万円）	年間40万円 （制度全体で800万円）	年間80万円 （制度全体で400万円）	ISA制度全体で 年間20,000ポンドまで

【要望】

- ④ 成年年齢引下げに伴い、つみたてNISA・一般NISAの対象年齢を18歳以上とすること

【平成30年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

現在、政府において、民法における成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、他法令における行為能力や管理能力に着目した年齢要件を引き下げる方向で法改正に向けた作業を進めているところである。税制上の年齢要件については、対象者の行為能力や管理能力に着目して設けられているものであることから、民法に合わせて要件を18歳に引き下げることを基本として、法律案の内容を踏まえ実務的な観点等から検討を行い、結論を得る。

【民法改正法案】

- ・平成30年3月13日国会提出
- ・平成30年6月13日可決・成立
- ・平成34年4月1日施行

		現行	要望
NISA	一般NISA	20歳以上	18歳以上
	つみたてNISA	20歳以上	18歳以上
ジュニアNISA		20歳未満	18歳未満

【要望】

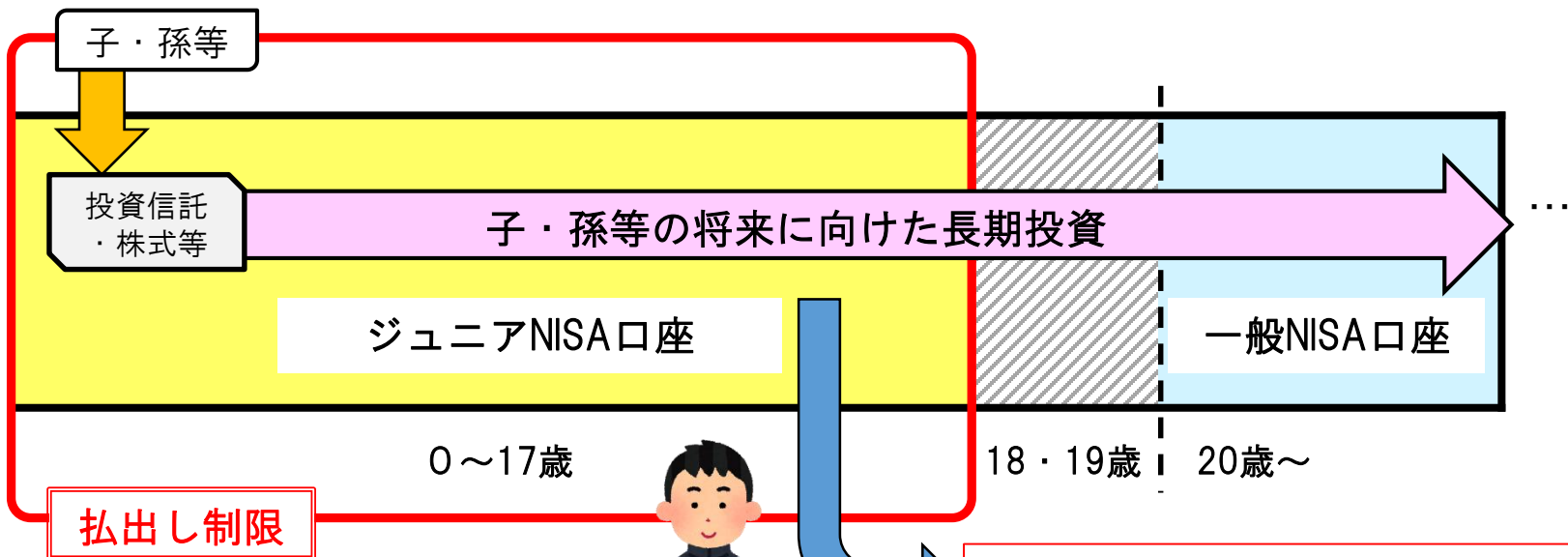
⑤ ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること



両親・祖父母等



ジュニアNISAでの投資を目的とした贈与
⇒贈与税の基礎控除額の特例等（110万円とは別枠）の措置



払出し制限

0～17歳

ジュニアNISA口座

18・19歳

20歳～

一般NISA口座

子・孫等の将来に向けた長期投資

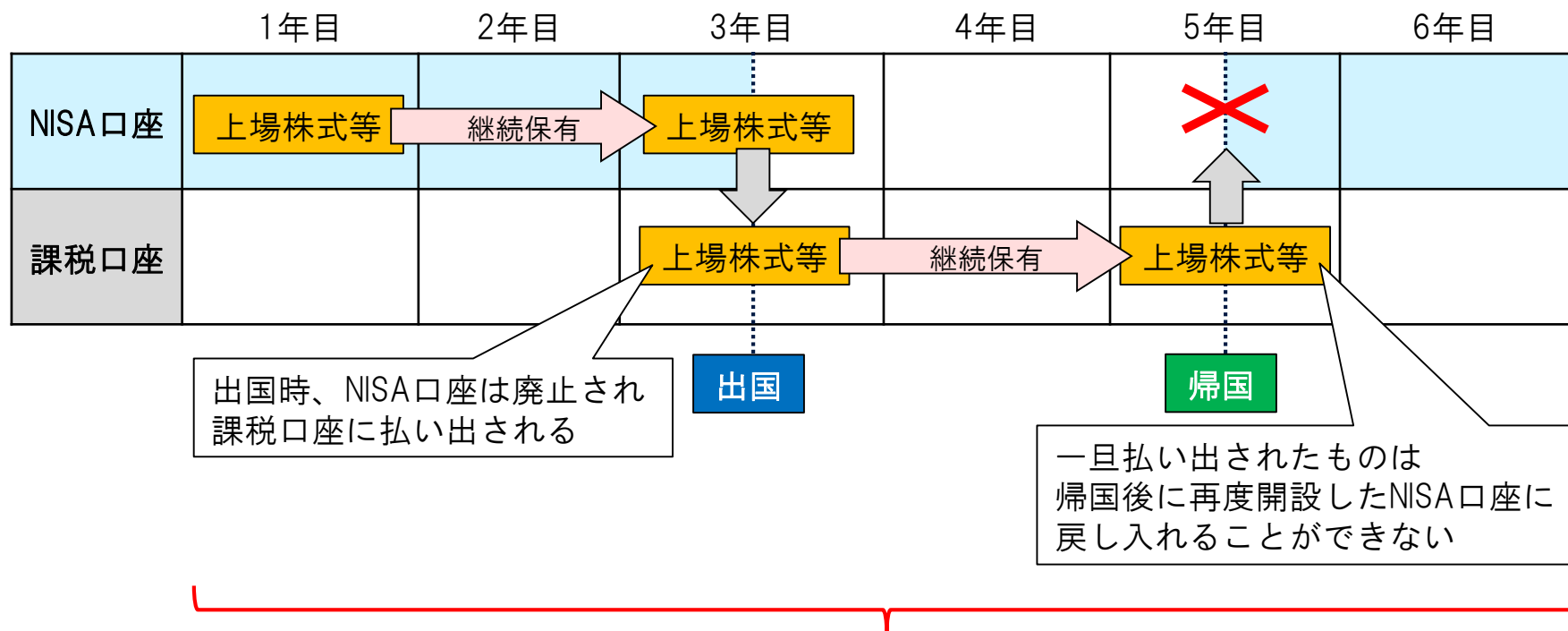


基準年前の払出しは課税・口座廃止
⇒払出し制限の緩和
（18歳ではなく12歳程度に引下げ）

【要望】

- ⑥ NISA制度利用者が出国する場合に、NISA口座において現に保有している上場株式等について継続的に配当等の非課税の取扱いを可能とする措置を講じること

【出国時におけるNISAの取扱い（現行）】



（要望）海外赴任等、数年後に帰国することが明らかである場合には、継続的に配当等の非課税の取扱いを可能とすること

【要望】

⑦ 口座開設及び非課税期間終了後の移管等に係る手続きの簡素化等

- ◆ 非課税期間終了後の移管（ロールオーバー）に係る移管依頼書の電磁的提出の範囲を拡大すること

現行制度	要望
ロールオーバーを行う際には証券会社等に移管依頼書（書面）の提出が必要だが、特定署名用電子証明書等（公的個人認証）の送信を併せて行われる場合のみ電磁的提出が可能	公的個人認証を伴う場合の他、住所等確認書類の画像データの送信により本人であることが確認できる場合についても、電磁的方法による提出を認めること

- ◆ 「非課税口座異動届出書」の提出による当年中の勘定の変更を認めること

現行制度	要望
「非課税口座異動届出書」による一般NISA・つみたてNISA間の勘定変更は当年中に行うことができない 実務上は、当年中の勘定変更は「金融商品取引業者等変更届出書」により行うことが可能 (ただし、前年中と当年中で提出すべき書類が異なるため、投資家が理解しづらく、証券会社における事務も複雑になる)	「非課税口座異動届出書」による当年中の勘定変更を認めること

● 確定拠出年金制度の拡充等

【要望】

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税	積立金に対して、1.173%(毎年) ～平成32年3月末まで課税凍結
-------	---------------------------------------



【趣旨】
特別法人税を撤廃

<参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課税	課税	課税 (収益部分)	課税

【要望】

② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

拠出限度額の引き上げ

1. 企業型DC（現行）

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

【要望】

・所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)

2. 個人型DC (iDeCo)（現行）

被保険者		年間拠出限度額
自営業者		816,000円
会社員等	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金なし	240,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金あり	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
専業主婦・主夫		276,000円

【要望】

・所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)
・限度額を細分化せず、可能な限り統一するなどの合理化・簡素化を図るべき

中途引出要件の緩和

現行	要望
60歳まで原則払出不可	災害等のやむを得ない事情のみ 中途払出を認める

マッチング拠出の弾力化

現行

使い残し
加入者の掛金 (0~8500円)
会社の掛金 (例：8500円)

要望

加入者の掛金 (0~19000円)
会社の掛金 (例：8500円)

月間拠出限度額
(27,500円)

会社の掛金に関わらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

現行では会社の掛金を上回ることができない
→加入者掛金の水準が会社の掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

加入者資格喪失年齢の引上げ

	現行	要望
加入可能年齢	20歳以上 60歳未満	公的年金の支給開始年齢等と合わせ、65歳の者まで確定拠出年金に加入可能とする（掛金の拠出を認める）

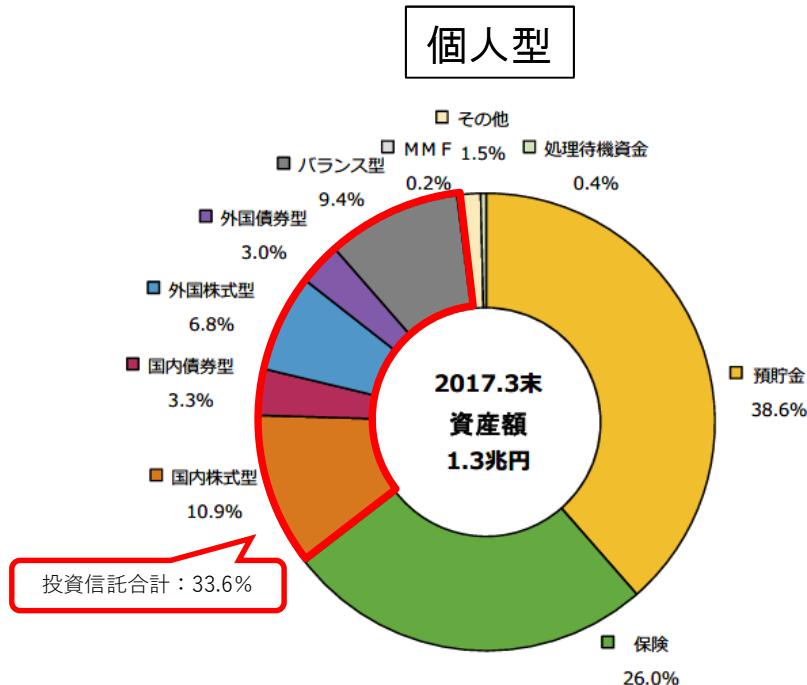
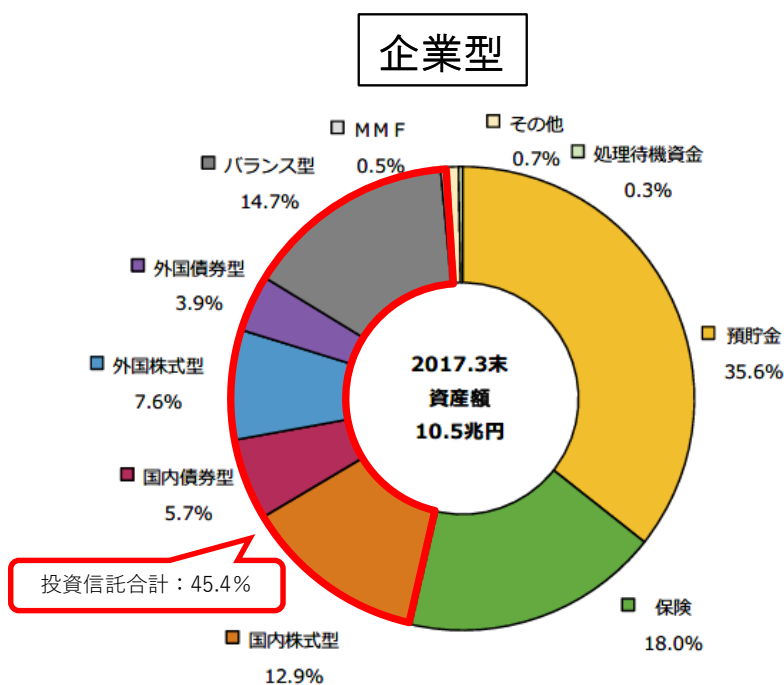
老齢給付金受給要件の緩和

通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能にすべき

(参考) 確定拠出年金の商品選択割合と指定運用方法に関する議論の経緯

- ◆ 平成28年の改正DC法により、指定運用方法について法定化
- ◆ 具体的には「**長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのもの**として厚生労働省令で定める基準に適合するもの」とされ、要件は以下のとおり
 - ① 経済事情の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること
 - ② 運用から見込まれる収益について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること
 - ③ 損失の可能性が、運用から見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること
 - ④ 運用の方法に係る手数料等の費用の額の合計額が、運用から見込まれる収益に照らし、過大でないこと
- ◆ 加入者が適切な資産運用を行うための知識や情報を持っていることが重要であるため、**継続投資教育についても努力義務化**

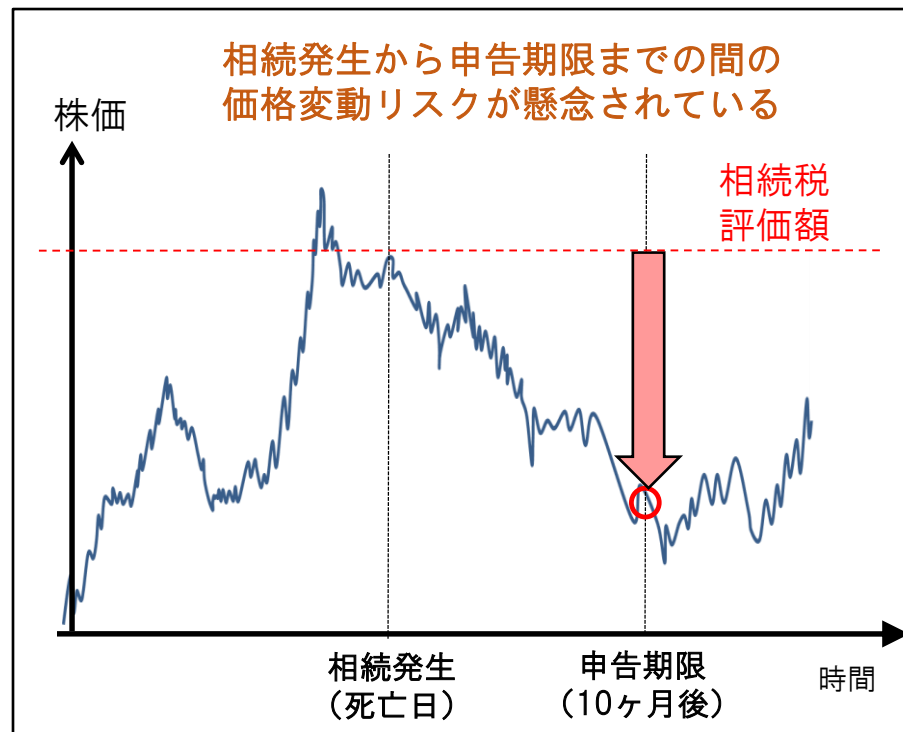
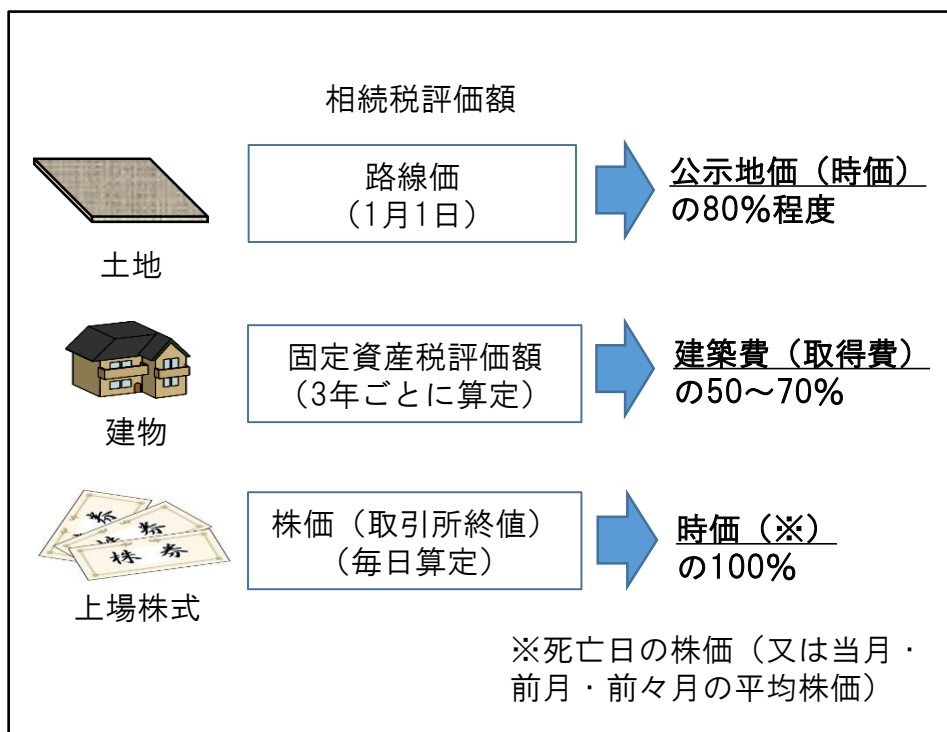


Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

● 上場株式等の相続税評価等の見直し

【要望】

- ① 上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと



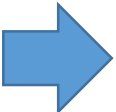
【日本再興戦略2016 平成28年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、**相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えている**との指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

上場株式等の評価の安全性

○「評価の安全性の観点から、証券取引所の取引価格は、その時々需給関係により値動きがあるため、一時点における需給関係による偶発性を排除し、ある程度の期間における実勢に配慮することが評価上必要である」とされているところ、現行の方式を、相続発生時期の前後のより長い期間の実勢に配慮する方式に見直しできないか。

○東京高裁判例（昭和54年4月17日）では「時価とは、当該財産の客観的交換価値、すなわちそれぞれの財産の状況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解するのが相当である」とされており、また、財産評価基本通達でも「その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮」と規定されていることから、「遺産分割協議が整うまで（通常は納付時期まで）取引出来ない」という意味で、事実上の譲渡制限が付されている相続株式の評価については、そうした財産の状況や事情を考慮し、相続発生から納付までの価格変動リスクを考慮するよう見直しできないか。

 価格変動リスクの指標としては、理論的には、相続発生日における株式オプションのプレミアムを利用することが適当ではないか（オプション割引方式）。

（参考）価格変動リスク相当額の試算

期間／日付	価格変動リスク相当額（割引率）
2016/1/4～5/31	約 7%～12%
リーマンショック時（2008/10/27）	約 22 %
東日本大震災時（2011/3/15）	約 17 %

（注）上場TOPIXオプションを使って試算した場合。

不動産における評価の安全性の考慮の経緯

○政府委員（日向隆君 国税庁次長）

委員十分御存じのように、路線価は前年の七月一日におきます公示価格、売買実例価格、精通者意見価格をもとに、これを仮に相続税納付のために売り急いだとしても、その評価額が売買価格を上回らないようにかた目に設定することにしておりまして、現状では大体代表的な価格でございます公示価格の七〇%を目途に評価しているところでございます。しかし、委員よく御存じのように、地価が急激に上昇している場合には最長一年半のタイムラグもございますし、実情といたしましてはその七〇%にまでは達していないということではなかろうかと思えます。

参議院 大蔵委員会議事録（昭和62年9月17日）

・「評価の安全性」の考え方は、古くは戦後の富裕税の課税にさかのぼる。公示された地価標準についてそれを基に申告する納税者の立場からの納得を得るためには、実際の売買価格よりやや低めの水準を考慮することとなるが、その合理性を説明する趣旨から評価の安全性という考え方が改めて理論構成されてきた。公示後の標準率についてこれを弾力的に適用することは難しくなり、どうしても評価水準を低める方向に力が働くようになる。

「相続税における土地の時価評価」—その沿革と性格— 税務大学校論叢第31号（平成10年6月30日）

昨年（平成2年）10月の「土地税制のあり方についての基本答申」において、相続税に関し、次のとおり指摘。

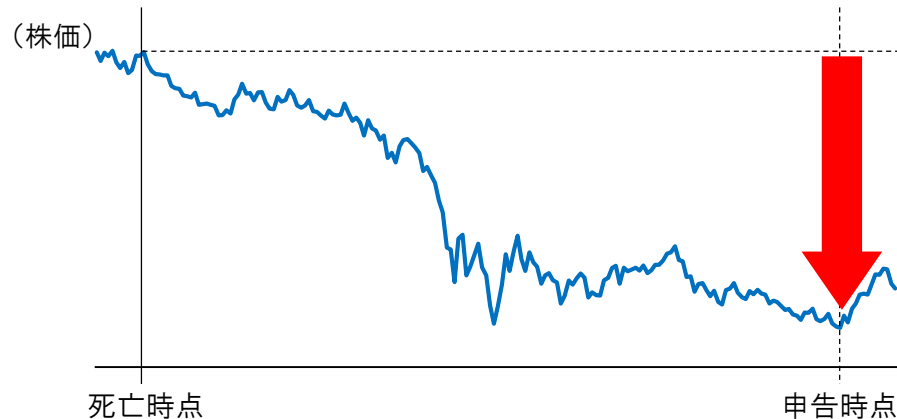
「土地の相続税評価については、現在、地価公示価格水準の70%（評価割合）を目途として行われているが、こうしたことが結果として金融資産等他の資産に比べ土地の有効性を高め、かえって相続税課税上の歪みや節税を目的とする不要不急の土地需要を招来させている。この問題に 대응するためには土地の評価割合をある程度引き上げていく必要がある。」

このような指摘を踏まえ、国税庁は、評価割合を80%程度に引き上げるにより適正化を図ることとし、その旨、当調査会に報告があった。

政府税制調査会の平成4年度税制改正に関する答申（平成3年12月）

【要望】

- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式及び公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

○ 相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取り扱いは合理的と判示されている（昭和62年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定）。

○ このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

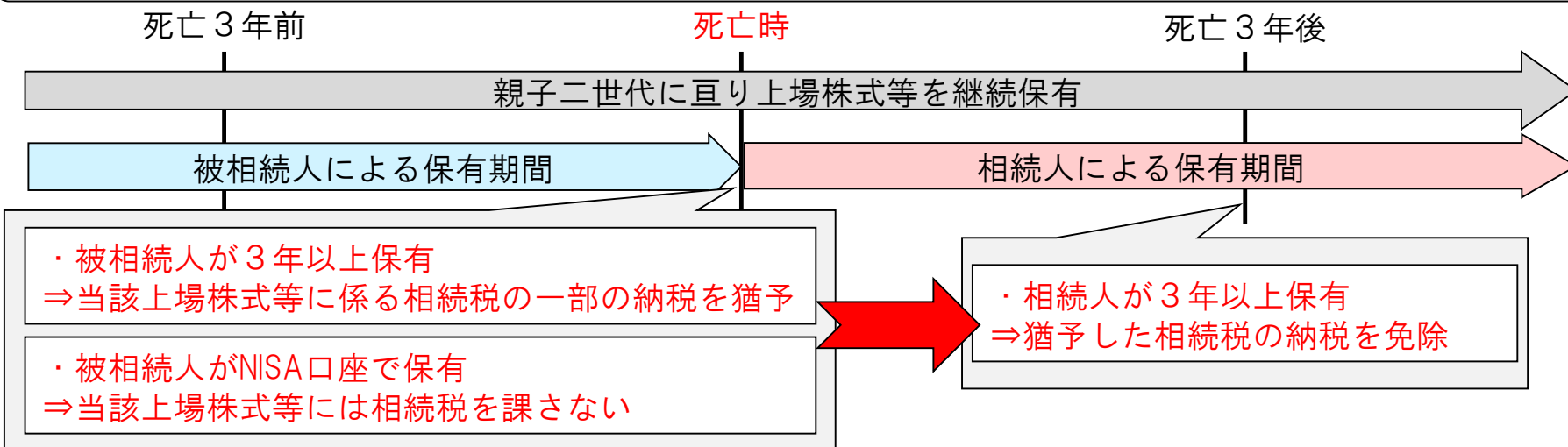
(注) 平成29年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。

相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納が可能。

なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額（死亡時の時価）とされているため、仮に会社更生手続き中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額（死亡時の時価）での物納が可能であり、救済になりうる。

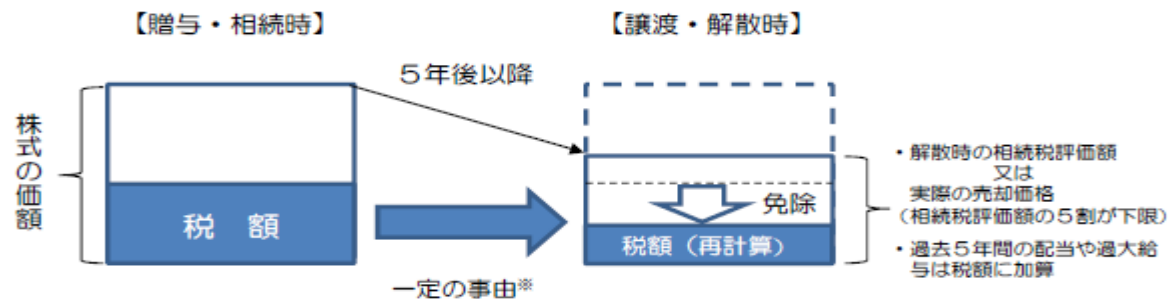
【要望】

③ 世代を通じた上場株式及び公募株式投資信託への投資に対する相続税等の優遇措置を講じること



（参考）事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について（特例措置）

特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります※2。）を基に相続（贈与）税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。



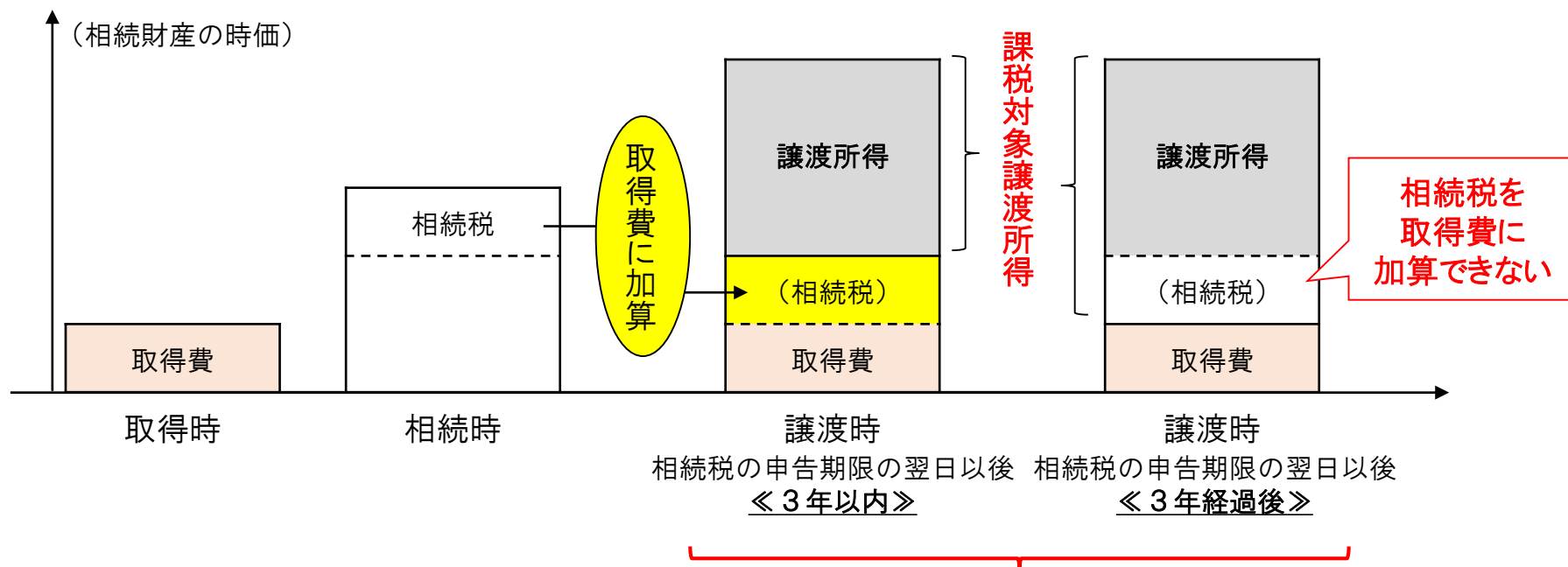
※1 ①過去3年間のうち2年以上赤字の場合、②過去3年間のうち2年以上売上減の場合、③有利子負債 \geq 売上の6か月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合（譲渡・合併のみ）。

※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

【要望】

- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

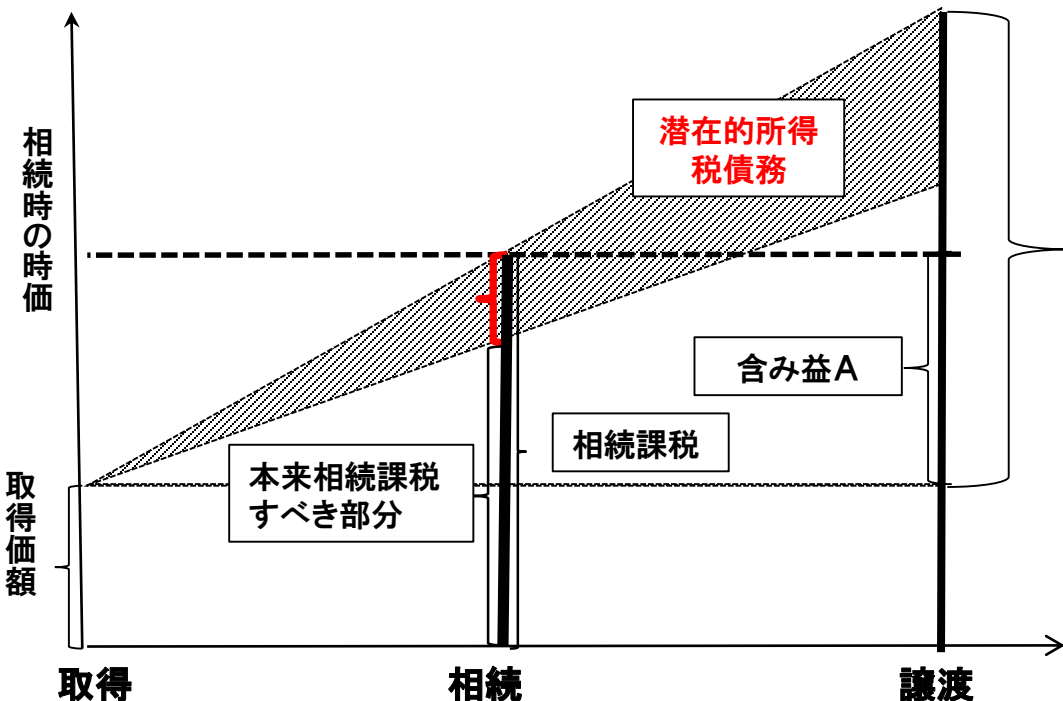
○相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例（イメージ）



(要望) 相続税の申告期限の翌日以後3年以内とする
適用要件を撤廃すること

- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続きを行う必要がある。

相続税と所得税の二重課税（潜在的所得税債務）



- 相続人はいずれ譲渡時点で「含み益A」にかかる所得税 ($A \times 20.315\%$) を負担する。
- 現行相続税法は、本来課税すべき「相続財産の経済的価値」よりも**潜在的所得税債務分** ($A \times 20.315\%$) を過大に課税対象としている。

⇒相続税と所得税の二重課税が生じている。

【現行制度における相続税と所得税の二重課税の調整規定】

相続税が取得費に加算される特例(相続財産を譲渡した場合の取得費の特例)

(1) 特例の概要

相続により取得した土地、建物、株式などを、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる。

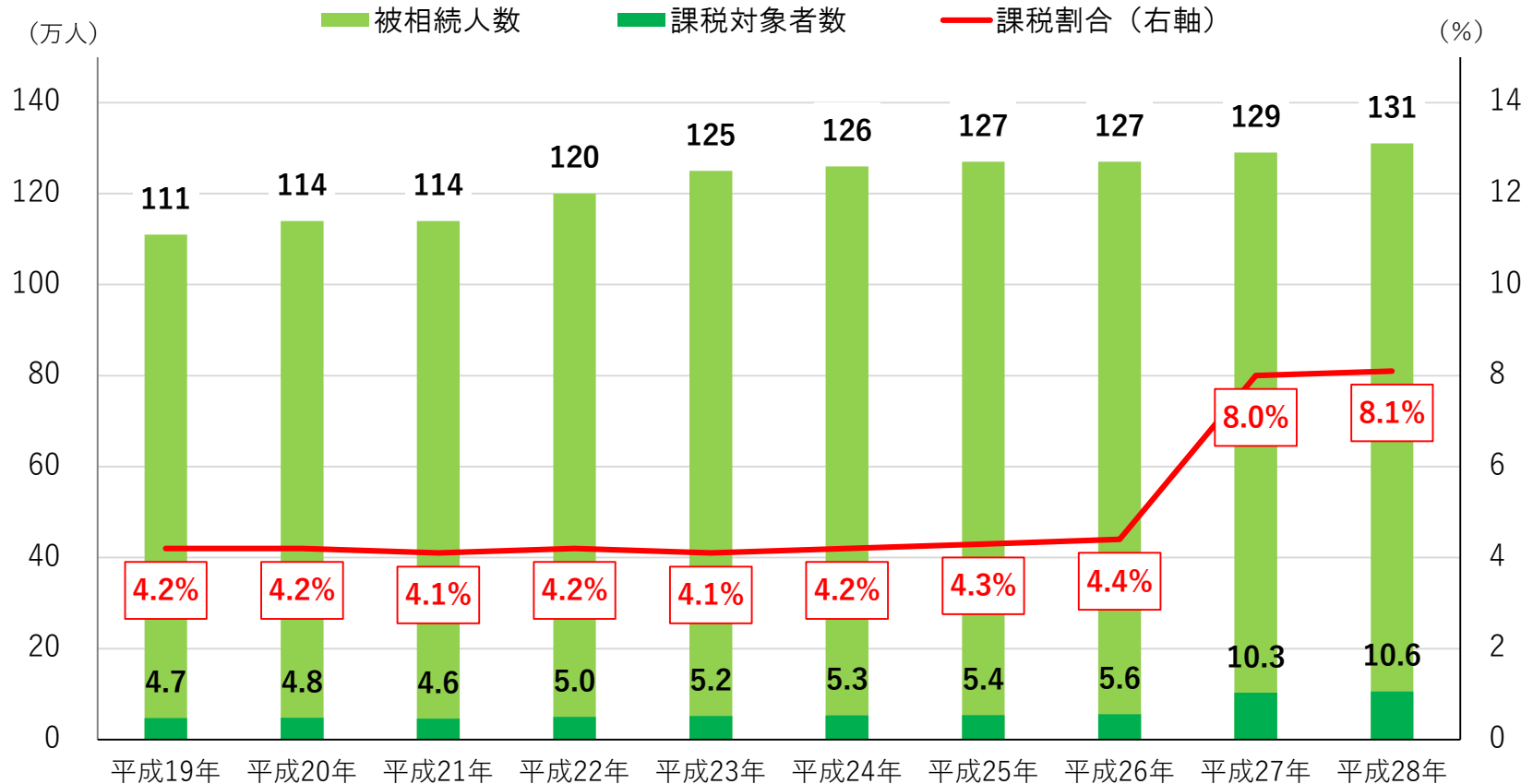
(注) この特例は譲渡所得のみに適用がある特例ですので、株式等の譲渡による事業所得及び雑所得については、適用できない。

(2) 特例を受けるための要件

- イ 相続や遺贈により財産を取得した者であること。
- ロ その財産を取得した人に相続税が課税されていること。
- ハ その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること。

被相続人の数並びに課税対象者の数及び割合の推移

- ◆ 相続税法の改正(平成25年度税制改正、平成27年1月1日施行)により相続税の基礎控除額が引き下げられ(定額控除:5,000万円⇒3,000万円、法定相続人比例控除:1,000万円×法定相続人数⇒600万円×法定相続人数)、相続税の課税対象者の割合が大幅に上昇



● 教育資金一括贈与制度の延長及び拡充

【要望】

- 教育資金一括贈与制度について以下の措置を講ずること

- ◆ 教育資金一括贈与制度の適用期限を延長すること

現行制度	要望
教育資金一括贈与制度は平成31年3月末で日切れ	適用期限を延長すること

- ◆ 上場株式等による運用損に贈与税を課さないこと

現行制度	要望
信託財産を上場株式等で運用し、損失が発生した場合、当該損失額が贈与税の課税対象となる	上場株式等の運用損は贈与税の課税対象外とすること

- ◆ 金融商品取引業者等における領収書等の管理を廃止するなど手続の簡素化を図ること

現行制度	要望
顧客から領収書等を金融機関に提出し、当該領収書等は金融機関で管理する	領収書の提出は税務署に行い、管理は顧客で行うこと

● 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

● 金融所得課税一体化の意義とこれまでの歩み

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要
(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

・少子高齢化による貯蓄率の低下
・家計金融資産に占める株式や株式投信の割合が低い
⇒「貯蓄から投資へ」の政策的要請

家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・金融商品間の課税の中立性
- ・簡素で分かりやすい税制
- ・一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

- ①大口以外の上場株式の配当(当時:原則総合課税)
- ②公社債等の譲渡益(当時:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)

平成15年度税制改革での対応

将来の「課税の一体化」に向けた措置

+

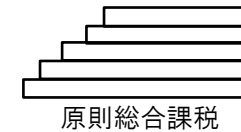
5年間の
時限措置

●配当課税等の軽減・簡素化

譲渡益

20%申告分離課税

配当



原則総合課税

株式投信
分配金

20%源泉分離課税

預貯金利子等は20%源泉分離課税

20%
定率
課税

10%
の
軽減
税率
を
適用

その後の対応(20年度税制改正以降)

- 平成21年～ 申告分離課税選択可
平成26年～ 税率20%※申告分離課税
選択可
(平成25年末までは10%の軽減税率を継続)
- 平成28年～ 税率20%※申告分離課税
※復興特別所得税を除く

現状:20%分離課税はほぼ達成

Ⅱ 損益通算の範囲の拡大

・「貯蓄から投資へ」という政策的要請に依って、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当
・ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意

① 株式譲渡損益と公社債譲渡損益

(ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。)

② 上場株式の配当と譲渡損失

(ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。)

③ 株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、税収への影響が大きくなることにも留意が必要。

「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

平成28年～ 損益通算可
(上場株式や特定公社債に限る)

平成21年～ 損益通算可

平成28年～ 公社債の利子は損益通算可
(預貯金の利子は源泉分離課税のままで、損益通算は不可)

現状：
損益通算の範囲はこれまで順次拡大
デリバティブ取引、預貯金の利子は未だ認められていない

納税環境の整備

・ 損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。

平成28年～ マイナンバー制度開始
(平成28年から支払調書へのマイナンバー記載も必要(ただし、3年間の経過措置あり))

【要望】

- デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること※

- ※1 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
- ※2 実施するにあたっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離⇒申告分離	28年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

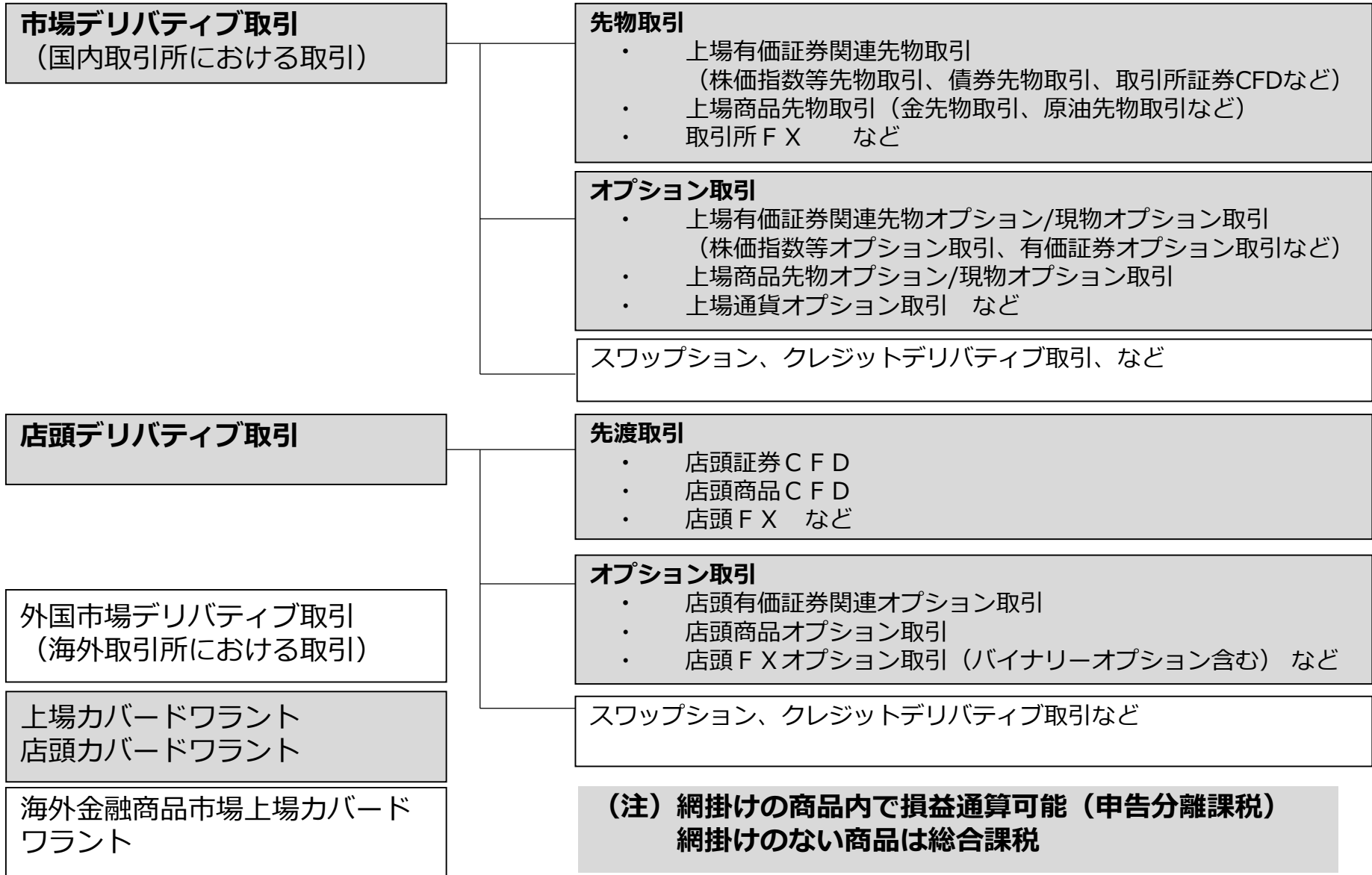
損益通算の範囲を
デリバティブ取引等や
預貯金等にまで拡大

特定口座での取扱い

	特定口座での取扱い
上場株式・公募株式投信	可能
特定公社債・公募公社債投信	可能
デリバティブ取引等	対象外

特定口座での取扱いを
可能とする

デリバティブ取引の範囲の概要



● 種類株の活用支援

【要望】

- 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を満たすものに限る。）について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

公募未上場株式の例
AA型種類株式
【日本・トヨタ自動車】

株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行
そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない
5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる

● 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

	平成28年	29年	30年	31年	32年	33年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】平成28年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間（平成31年まで）の繰越が可能

【問題点】上図のように00万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目（平成32年）に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

【要望】

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

【平成28年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する

【平成29年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う

【平成30年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する

金融所得の税率の引上げは、格差是正のための政策としては国民の納得感が得られないのではないのか

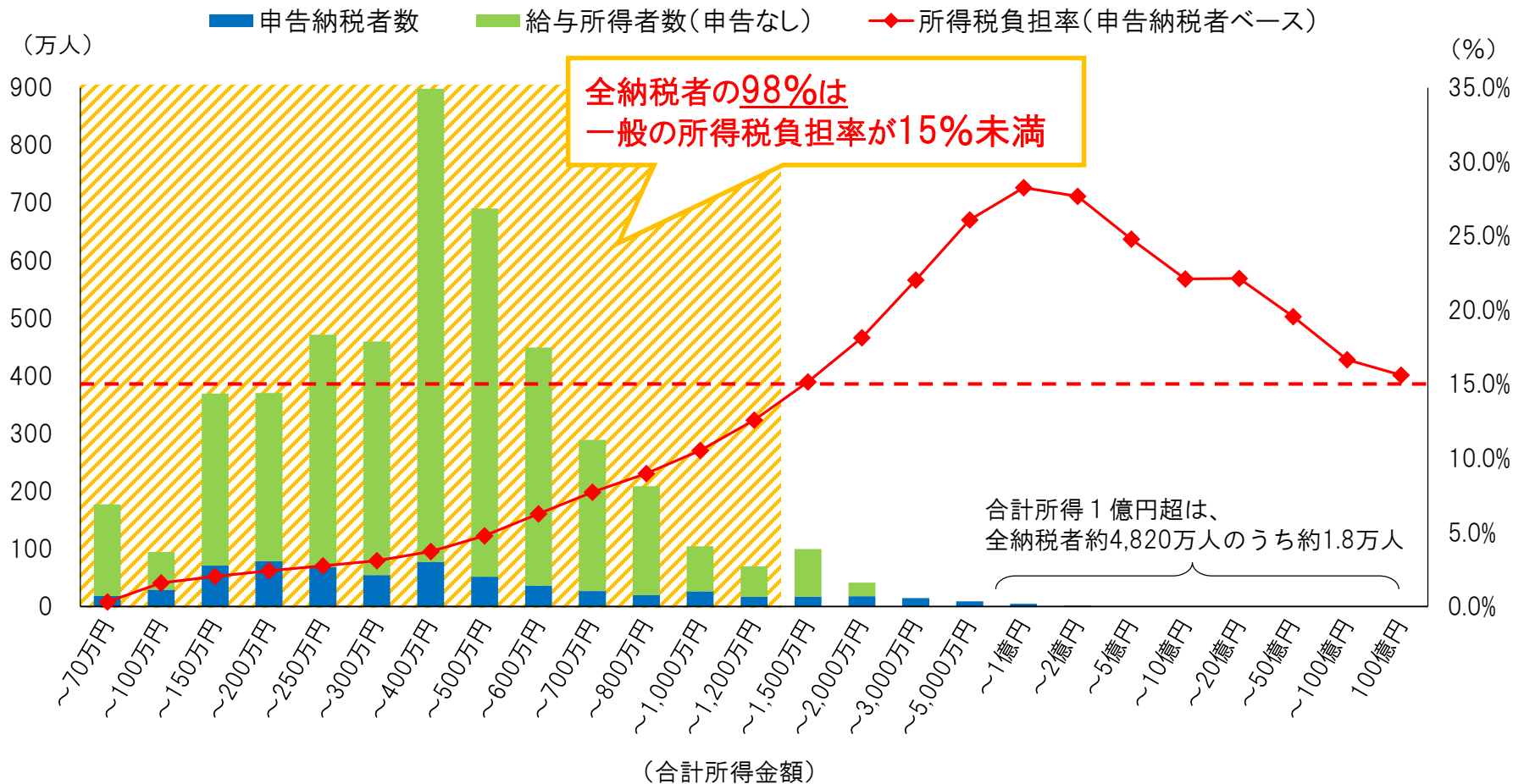
- 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約98%(約4,720万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている。
⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないのか
- 金融資産保有額が多い層は、収入を年金に依存している高齢者が中心
⇒税率引上げにより、特に年金に依存している高齢者に与えるダメージが大きいのではないのか

配当に支えられている家計の金融所得が損なわれ、成長と分配の好循環に水をさし、デフレ脱却にも障害となるのではないのか

- 長引くデフレ下で家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。その中で金融所得(利子、配当等)は主として金利の低下により減少(なお、足元では配当が利子を上回り、金融所得の柱)

(参考) 金融所得の税率と一般税率(所得税)とのバランス

- ◆ 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律(国税15%、地方税5%)。
- ◆ 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約98%(約4,720万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている

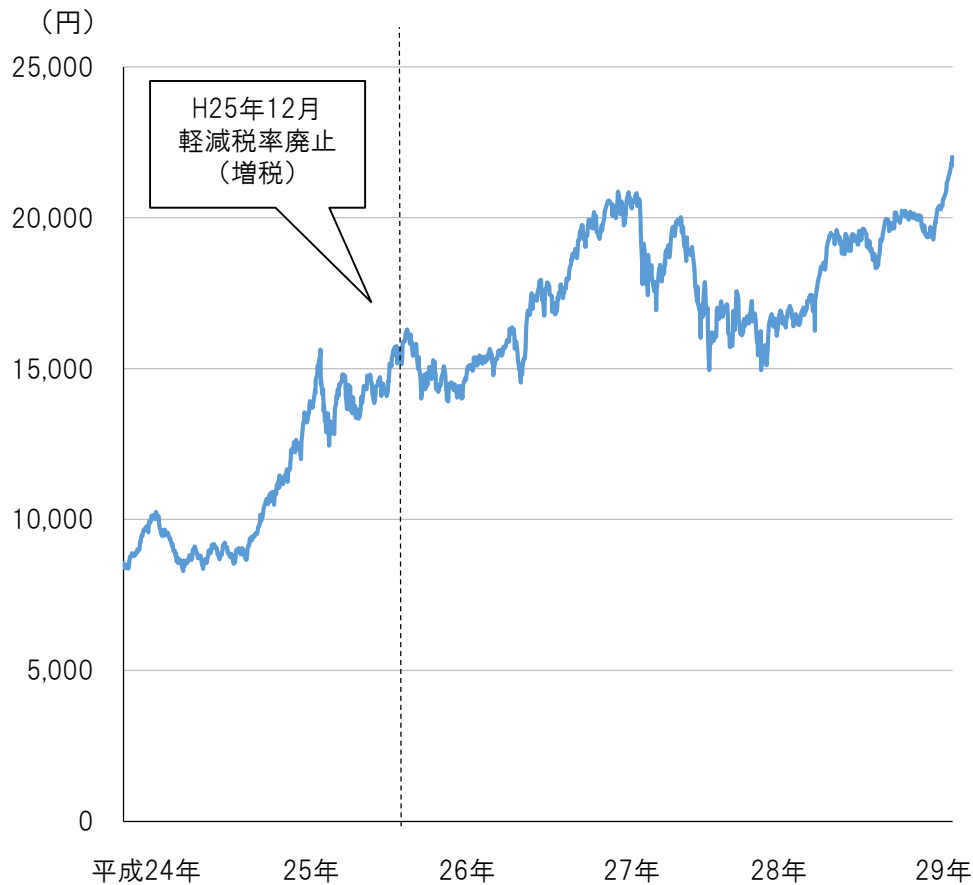


(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査 (H28)」および「申告所得税標本調査 (H28)」をもとに試算

軽減税率廃止(平成25年)の影響

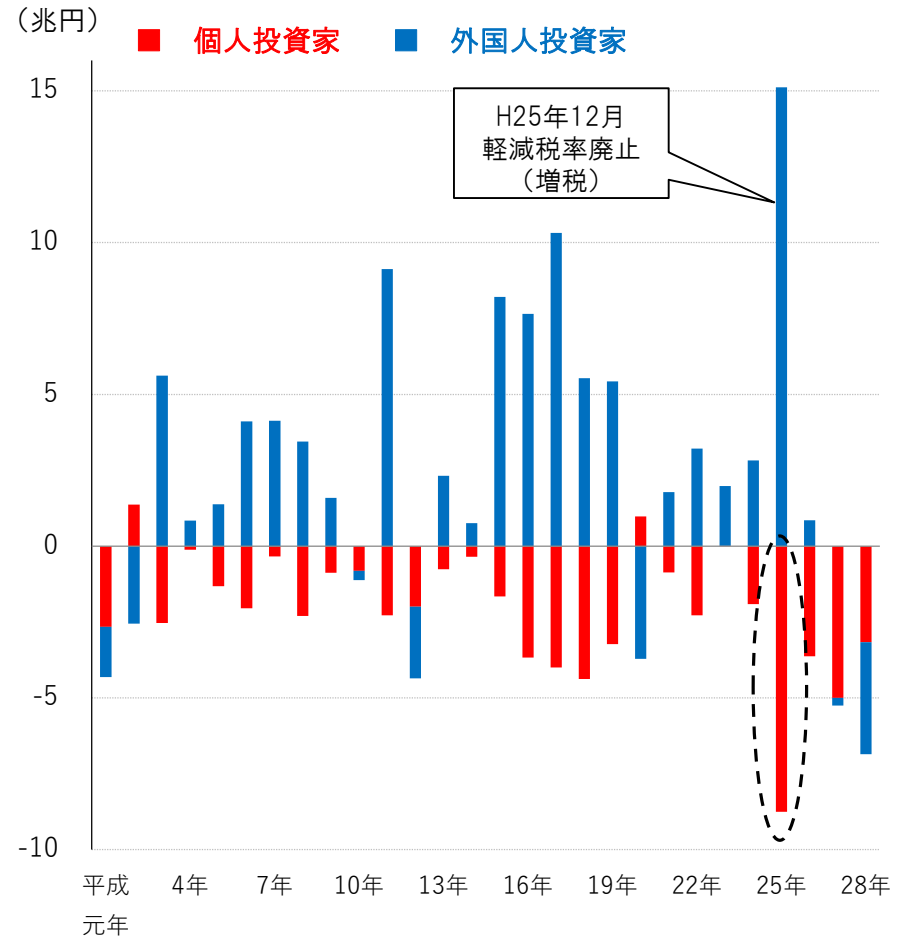
- ◆ 平成25年末の軽減税率廃止(増税)の際は、アベノミクスを受けた外国人投資家の日本株買い等の影響もあり、株式の大幅な下落は見られなかった。
- ◆ 一方で、個人投資家においては、年間約9兆円の売越し(過去最大の売越し)。

日経平均株価の推移



(出所) 日経新聞社

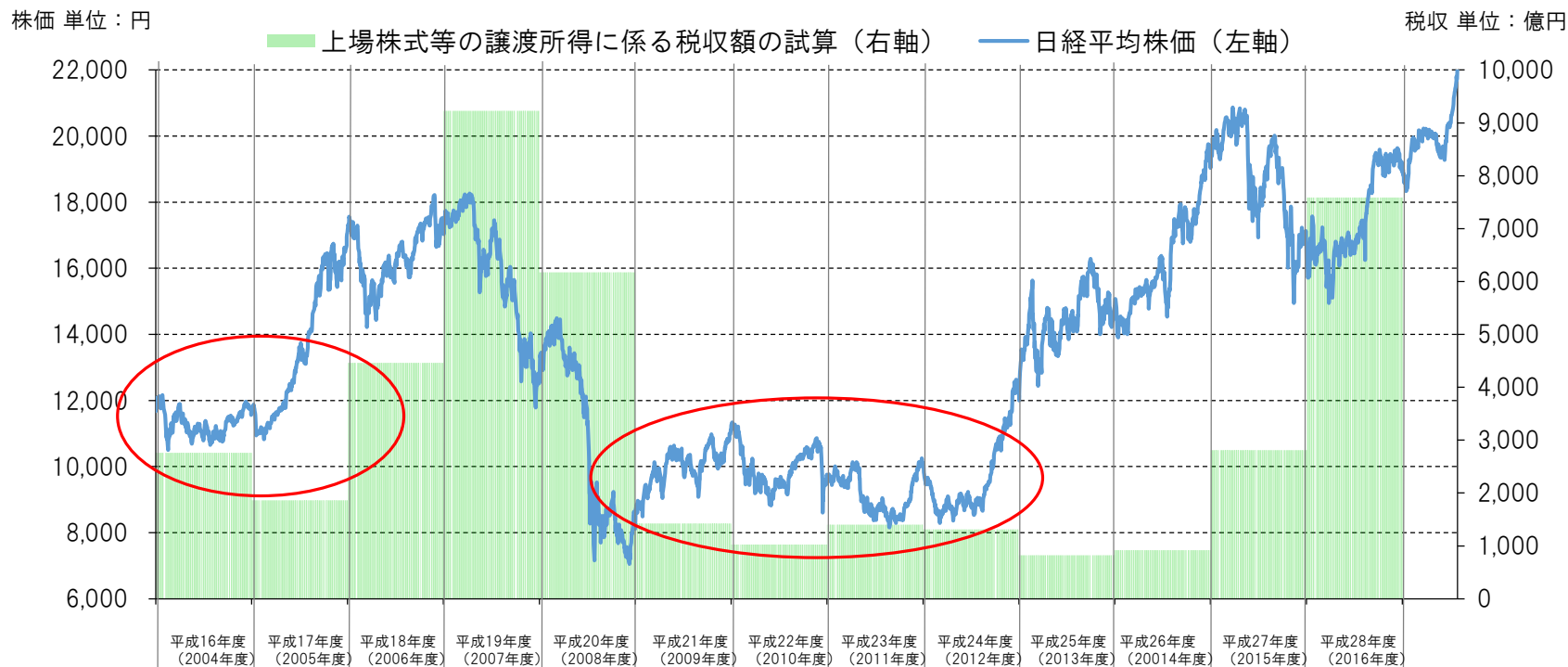
株式売買の動向



(出所) 東京証券取引所

株価とキャピタルゲインの税込試算(税率を一律20%として当てはめ)

- ◆ キャピタルゲイン税収は、株価等の株式市場の状況に大きく左右される
- ◆ 税率を引き上げても、株価等に影響があれば減収となる可能性(株式市場の状況によっては、インカムゲインの増収を相殺して金融所得課税全体として減収となる可能性も)



上場株式等の譲渡所得に係る税収額
(国税+地方税)
税率を一律20%として当てはめ
(※1)

2,760 億円	1,860 億円	4,460 億円	9,227 億円	6,173 億円	1,427 億円	1,027 億円	1,400 億円	1,313 億円	822 億円	920 億円	2,812 億円	7,588 億円
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------	-----------	-------------	-------------

13,800 億円	9,300 億円	22,300 億円	46,133 億円	30,867 億円	7,133 億円	5,133 億円	7,000 億円	6,567 億円	4,110 億円	4,600 億円	14,060 億円	37,940 億円
--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------

11,321円	13,561 円	16,392 円	16,011円	10,860 円	9,976円	9,951円	9,183円	9,612円	14,407 円	16,253 円	18,855 円	17,519 円
---------	-------------	-------------	---------	-------------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------	-------------

(注) 1. 平成25年12月までは軽減税率(10%)が適用されていたが、一律20%で試算。
2. 総務省「地方団体の歳入歳出額の見込額」における「株式等譲渡所得割」から算出。

● 投資信託・投資法人制度等の拡充

【要望】

- 投資信託・投資法人制度等について以下のような措置を講じること

◆ 投資信託等の外国税額控除制度の見直し

現行制度	要望
平成30年度税制改正により、投資信託等が納付した外国税額について、国内における収益の分配に係る源泉徴収税額から控除することが可能となったものの、実務上対応が困難な点が残されている	控除すべき外国税額の計算方法や、適用要件等を見直すこと

◆ 投資法人の外国子会社に対する外国子会社合算税制の適用除外

現行制度	要望
平成29年末に米国の法人税率が引下げられたことにより、投資法人の外国子会社が合算対象としてみなされる可能性	投資法人が海外不動産へ投資するために設立した外国子会社については、投資法人が外国子会社合算税制の合算対象から除外すること

◆ 登録免許税及び不動産取得税の軽減措置の延長

現行制度	要望
投資法人に対する登録免許税・不動産取得税の軽減措置は平成31年3月末で日切れ	当該軽減措置の適用期限を延長すること

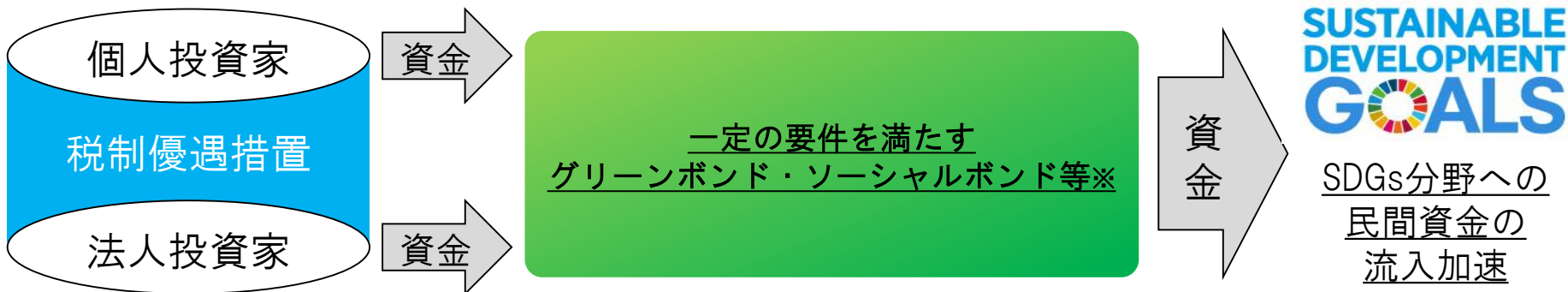
IV SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

● 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資に対する税制優遇措置の創設

【要望】

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

【例（債券の場合）】



(※) 一定の要件（税制適格債券の基準）とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会（ICMA）が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府または第三者機関による認証を得られること等が考えられる。

V 市場環境の整備及び投資者の利便性向上のための税制措置

● 事後交付型の株式報酬の特定口座への受け入れ

【要望】

- 上場会社の役職員等に付与された事後交付型の株式報酬について、その交付時に特定口座への受け入れを可能とすること

事後交付型の株式報酬

【パフォーマンス・シェア・ユニット（事後交付型パフォーマンス・シェア）】

役員等に対して、一定期間の業績等に連動する金銭報酬債権を付与し、役員等が当該期間の業績に応じて付与された金銭報酬債権を現物出資して株式の交付を受ける

【リストラクテッド・ストック・ユニット（事後交付型リストラクテッド・ストック）】

役員等に対して一定期間の継続勤務等を要件とした金銭報酬債権の付与を決議し、役員等が継続勤務要件を充足した場合には、付与された金銭報酬債権を現物出資して株式の交付を受ける

業績連動	事前交付型	事後交付型
あり	事前交付型 パフォーマンス・シェア →特定口座受入可	事後交付型 パフォーマンス・シェア →特定口座受入不可
なし	事前交付型 リストラクテッド・ストック →特定口座受入可	事後交付型 リストラクテッド・ストック →特定口座受入可

業績連動給与

事前確定届出給与

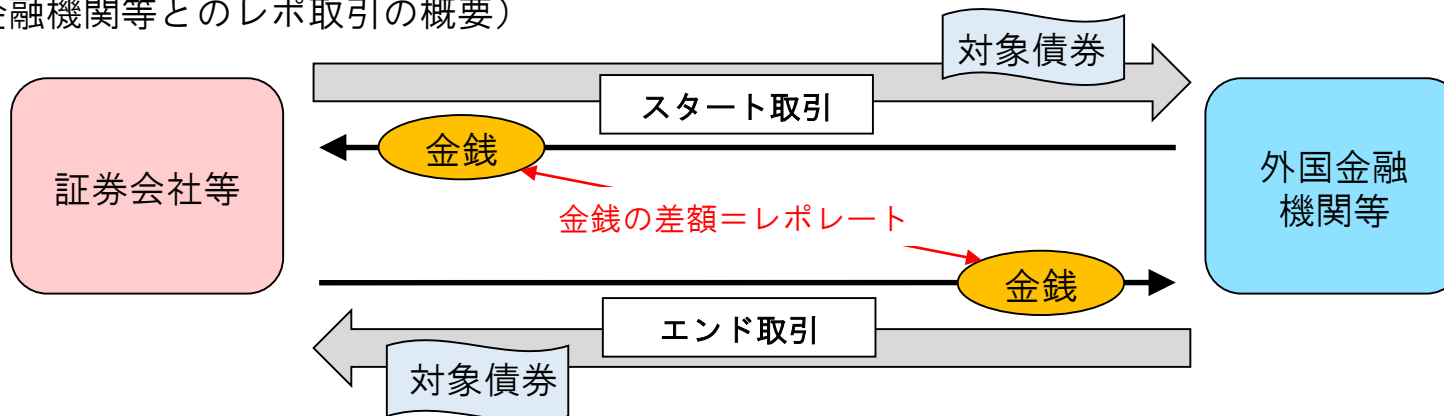
(注) 平成30年度税制改正により、事前交付型の株式報酬は譲渡制限解除時の特定口座への受け入れが可能となった

● レポ取引に係る利子の課税の特例措置の適用期限延長及び対象債券の拡大

【要望】

- 外国金融機関等の債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用対象を外国ファンドまで拡大する特例措置の適用期限（平成31年3月末まで）を延長するとともに、対象債券の拡大を図ること

（外国金融機関等とのレポ取引の概要）



【外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例】（租税特別措置法第42条の2）
外国金融機関等に対して支払われるスタート取引に係る金銭とエンド取引に係る金銭の差額（レポレート）について、本来は利子所得として源泉徴収が必要となるが、外国金融機関等が「非課税適用申告書」等を提出している場合には、源泉徴収を免除する

平成29年度税制改正において、証券会社等が外国法人（外国ファンド）との間で日本国債を対象債券として行うレポ取引についても、一定の要件のもと上記の特例の適用対象とする措置が講じられたが、当該措置は平成31年3月末をもって日切れとなるため、適用期限を延長すべき（※）
また、同特例措置の対象債券について、外国国債等を加えるなど拡大を図るべき（※）

（※）清算機関を介する取引についても同様とする

● BEPSプロジェクトの勧告等を踏まえた過大支払利子税制見直しへの提言

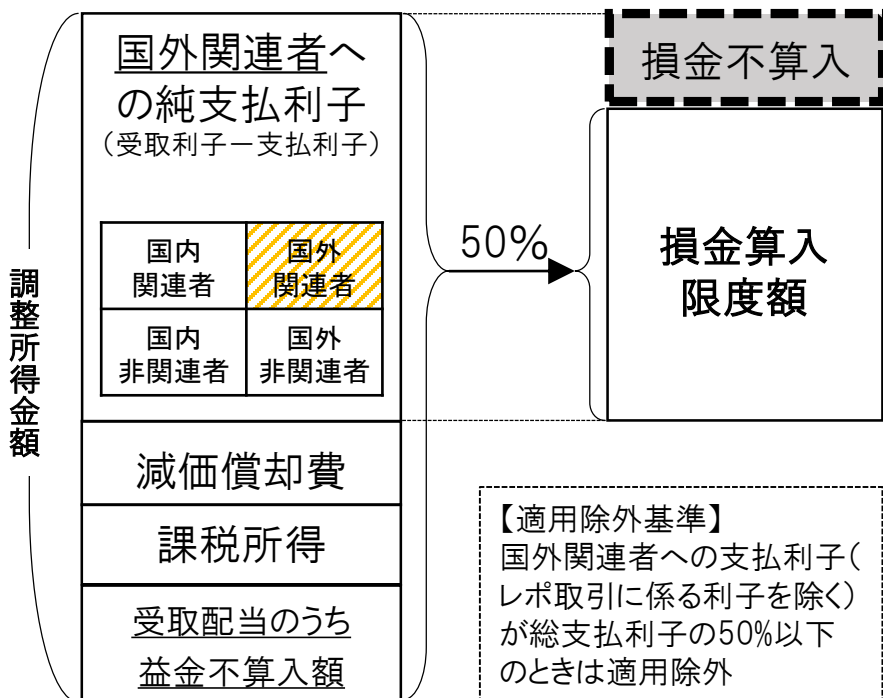
【要望】

- OECDによるBEPSプロジェクト(注)の最終報告書の勧告等を踏まえた過大支払利子税制の見直しの検討は、企業の実態や金融資本市場に及ぼす影響を考慮して慎重に行うこと

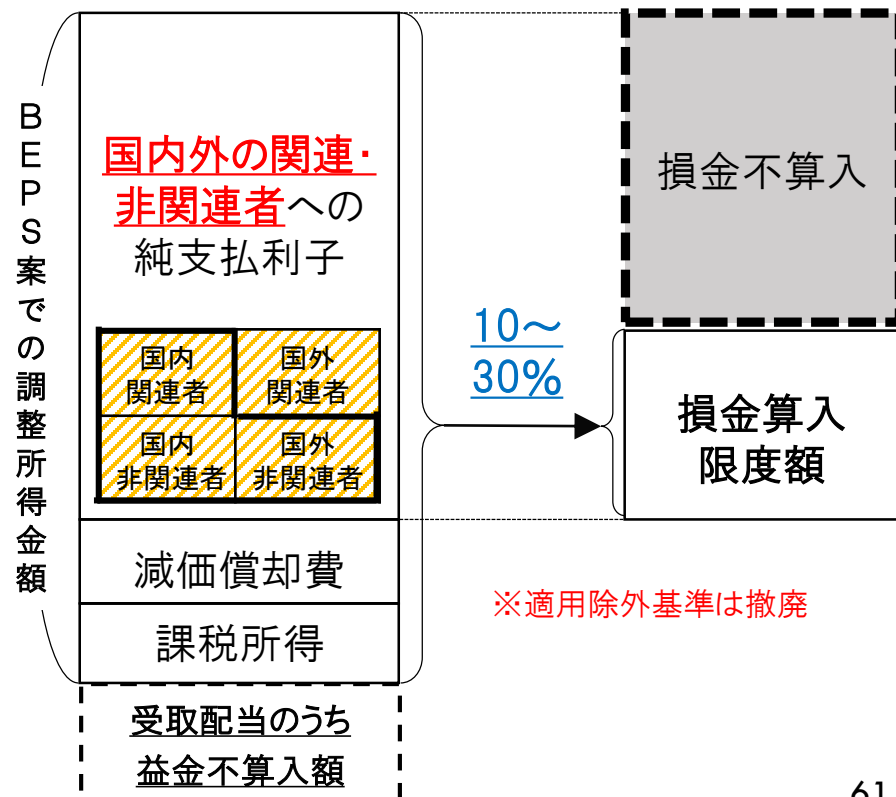
(注)BEPS(Base Erosion and Profit Shifting):税源浸食と利益移転

「対象となる利子の範囲拡大(国内外の関連・非関連者への純支払利子が対象となること)」により、過大支払利子税制の適用を回避するために、海外子会社を通じて社債発行を行うようになり、我が国の債券市場が空洞化するおそれがある。また、適用除外基準の撤廃により、債券レポ取引を行う証券会社にとって、損金不算入となる利子の範囲が拡大することは、日本における取引の縮小や廃止を促しかねない。

【過大支払利子税制】(現行)



【BEPS案】



VI その他の税制措置

● マイナンバーの利活用促進のための税制優遇措置等

平成28年1月からマイナンバー制度が導入

⇒証券取引を行う顧客は、証券会社等へのマイナンバーの告知が義務

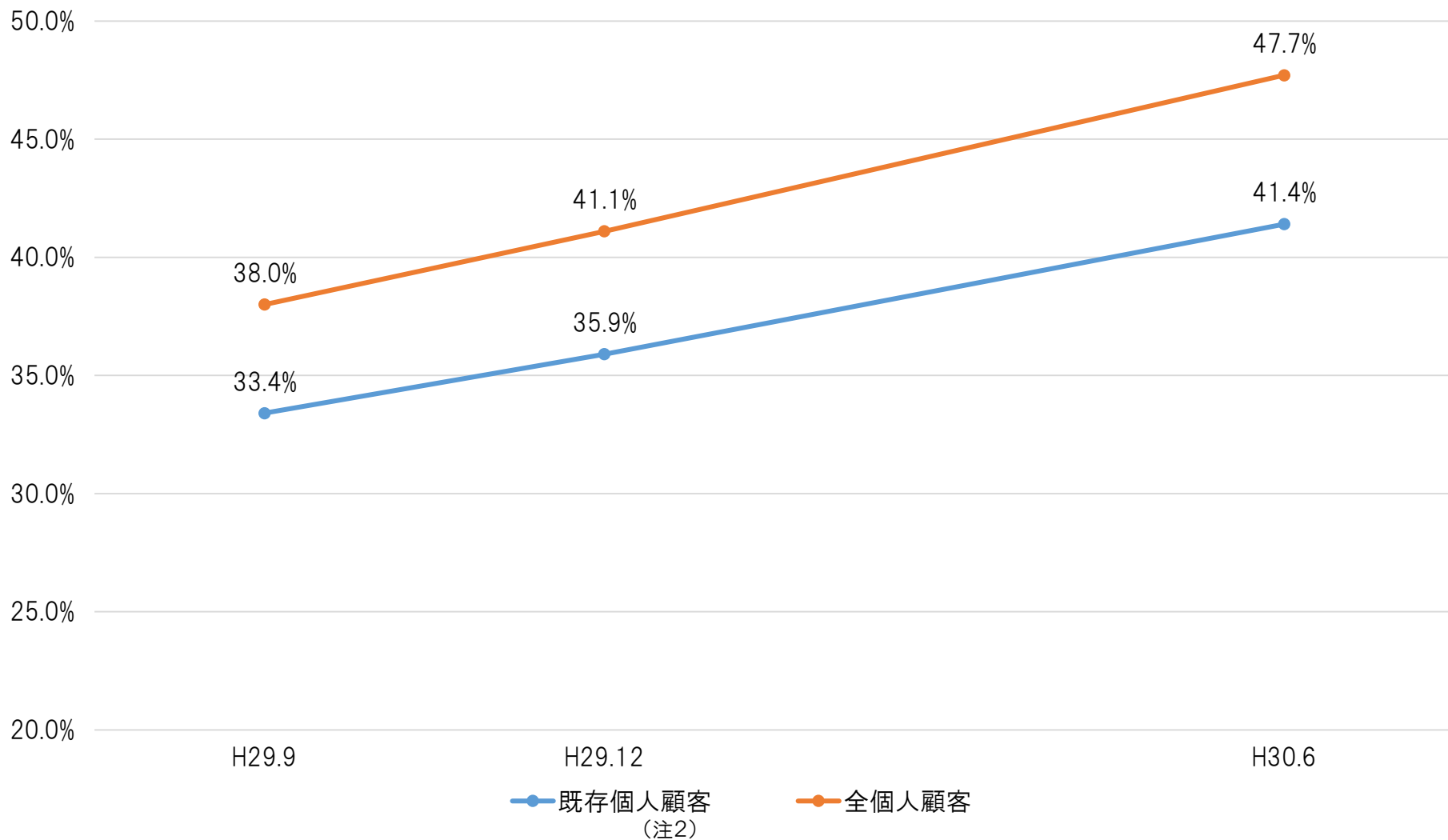
マイナンバーの告知義務	
新規顧客 (平成28年1月以降に口座開設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般口座の新規口座開設時には、氏名・住所・マイナンバーの告知が必須 ● NISA口座や特定口座の新規開設時には、氏名・住所・生年月日・マイナンバーの告知が必須
既存顧客 (平成27年12月末までに口座開設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーの告知が猶予(平成28年1月1日以後3年間の経過措置) ● 平成31年1月1日以降に最初に売却代金や配当金等の支払を受ける時までには、マイナンバーの告知が必要
NISA口座開設者	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年9月30日までにマイナンバーの告知を行った場合には、平成30年からの勘定設定期間において、特段の手続きを行うことなく、NISA口座の利用が可能 ● 平成29年9月30日までにマイナンバーの告知を行っていない場合には、平成30年からの勘定設定期間にNISA口座を利用するためには、マイナンバーの告知に加えて、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要

【参考】他の金融取引のマイナンバー告知義務の状況

マイナンバーの告知義務	
保険会社の保険契約者・保険金等受取人	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年1月以降に保険金・年金等を受け取る際にマイナンバーの告知が必要
銀行等の預金者	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金口座については現在はマイナンバーの告知義務はない ● 平成30年1月、預金口座について、マイナンバー告知制度の開始(預金者の告知は任意)

(参考)証券会社におけるマイナンバーの取得状況(全証券会社)

個人口座(注1)のマイナンバー取得率



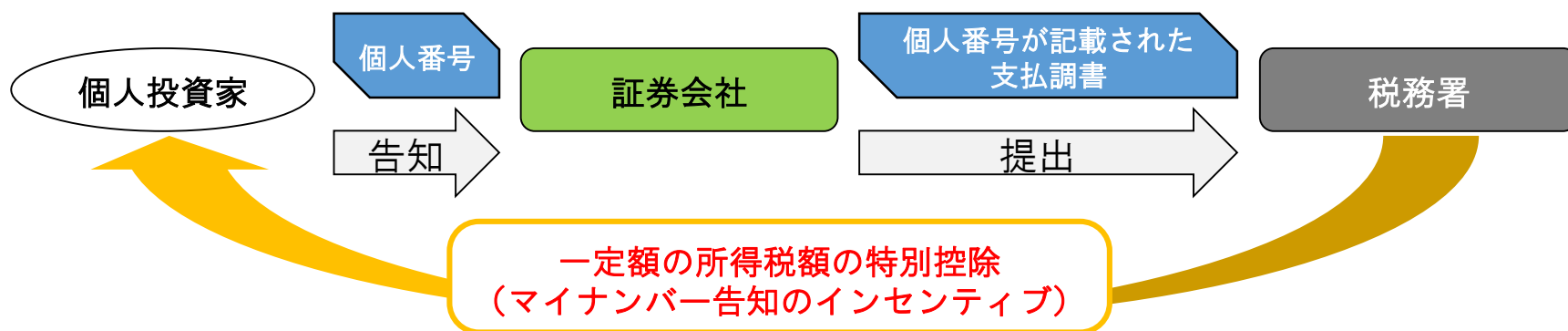
(注)1. 証券会社に開設された個人口座(残高なしを除く)(証券会社211社ベース(30年6月末))

2. 平成27年12月末までに口座開設した個人顧客

- 証券界では、顧客からのマイナンバー取得の取組みを積極的に実施しているが、制度の理解不足等により既存顧客の告知が順調に進んでいるとは言えない状況
- このような状況では、経過措置が終了する来年以降、マイナンバーの告知義務が完全に履行されない状況が続くおそれがある

【要望】

- ① 納税者が金融商品取引業者等にマイナンバーを告知している場合には、初年度に限り当該納税者に係る一定額の所得税額の特別控除を認めること



【要望】

- ② 証券分野におけるマイナンバーの利活用の促進など必要な法制上の措置が講じられる場合には、あわせて税制上の所要の措置を講じること

【未来投資戦略2018】

ii) マイナンバー制度の利便性の向上

② マイナンバーの利活用推進

- ・ 戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、**証券分野**などの公共性の高い業務について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。その結論を踏まえ、必要な法制上の措置については、国民の理解を得つつ、次期通常国会への提出を目指す。

● 上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式の指定

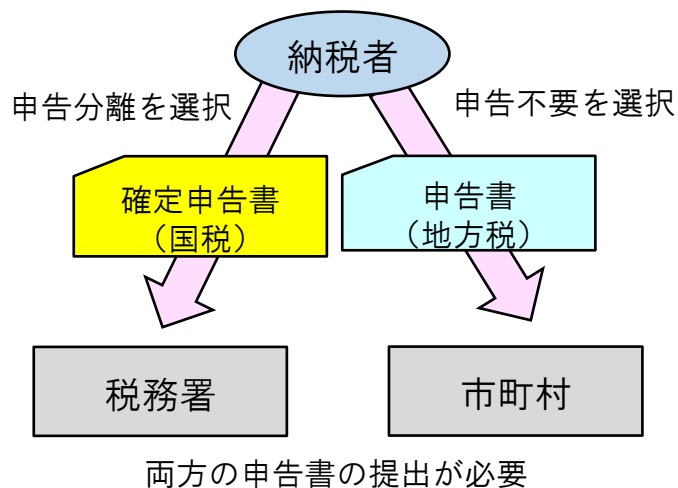
【要望】

- 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

平成29年度税制改正により、所得税と住民税で異なる課税方式を適用できることが明確化された

主な例	所得税	住民税
配当所得	総合課税	申告不要
	申告分離課税	申告不要
譲渡所得	申告分離課税	申告不要

現行(配当所得の例)



要望

